

岩手県における児童虐待の状況

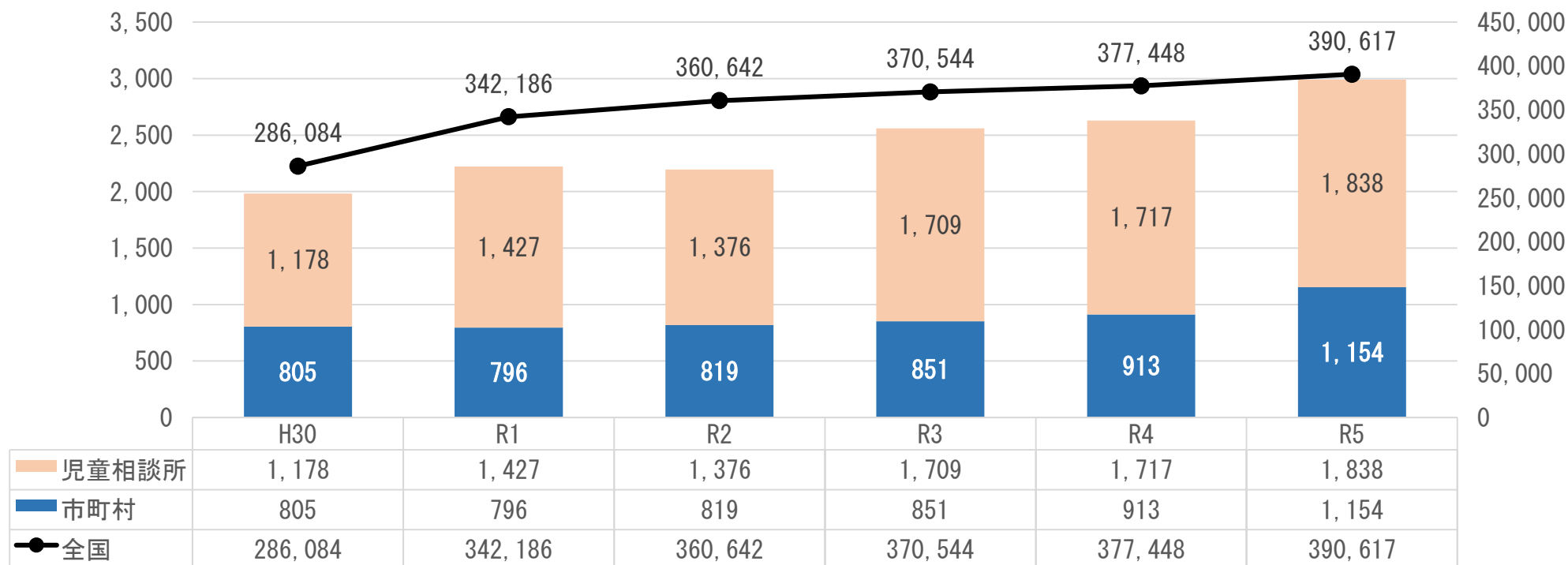
1 児童虐待相談対応件数とその推移

○令和5年度中に児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は1,838件で、過去最多。

- ・対前年度比+7%（121件の増）
- ・主な傾向として、心理的虐待にかかる相談対応件数が増、ネグレクトにかかる相談対応件数が減
※心理的虐待 R4：976件⇒R5：1161件（+185件） ネグレクト R4：358件⇒R5：257件（▲101件）

○令和5年度中に市町村が児童虐待相談として対応した件数は1,154件で、過去最多。

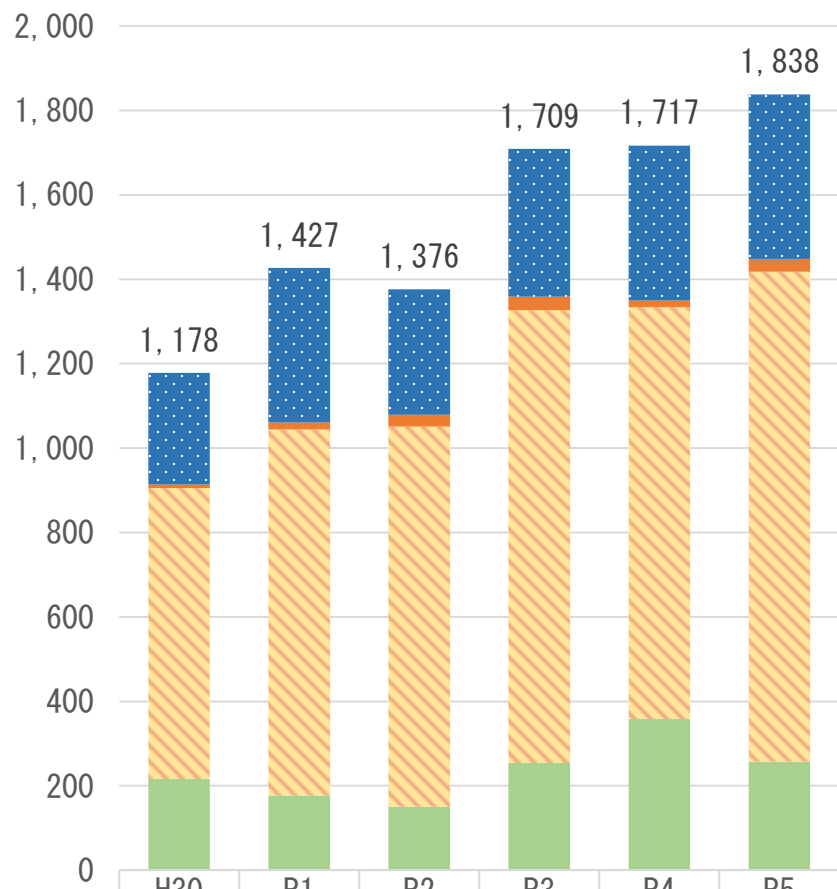
- ・対前年度比+26.4%（241件の増）
- ・主な傾向として、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトにかかる相談対応件数が増
※身体的虐待 R4：293件⇒R5：353件（+60件） 心理的虐待 R4：409件⇒R5：553（+144件）
ネグレクト R4：192件⇒R5：239件（+47件）



※児童虐待相談対応件数とは、児童相談所及び市町村が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

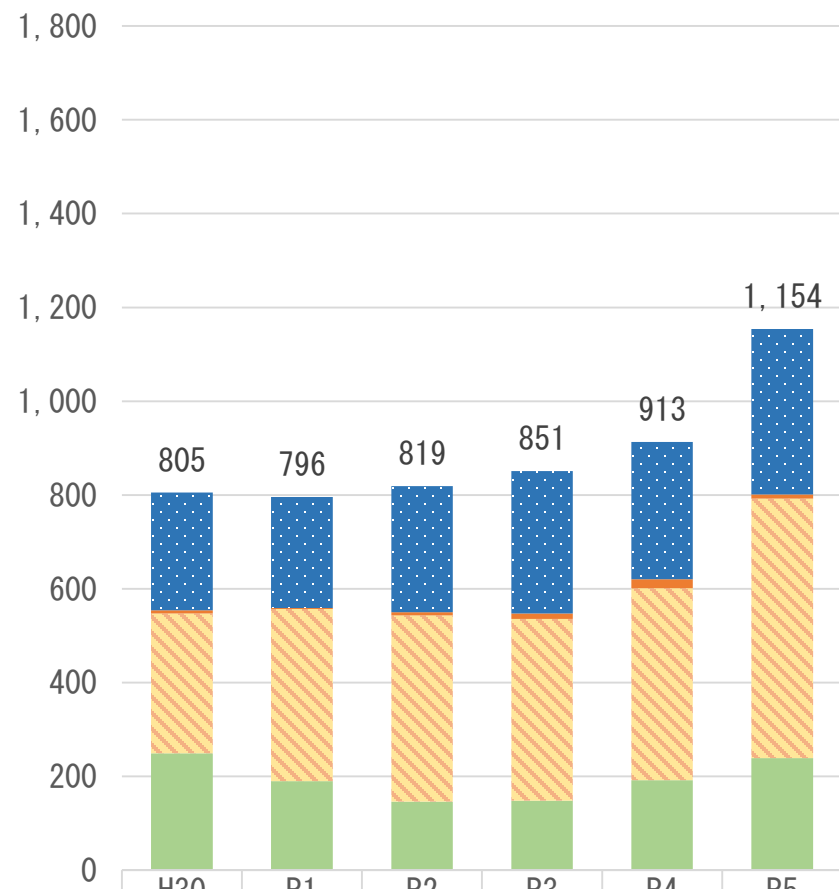
2 虐待種類別件数及びその推移

児童相談所



	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	1,178	1,427	1,376	1,709	1,717	1,838
身体的虐待	264	366	297	350	367	390
性的虐待	9	17	28	32	16	30
心理的虐待	689	867	901	1,073	976	1,161
ネグレクト	216	177	150	254	358	257

市町村



	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	805	796	819	851	913	1,154
身体的虐待	251	237	269	304	293	353
性的虐待	7	2	7	11	19	9
心理的虐待	298	367	397	388	409	553
ネグレクト	249	190	146	148	192	239

3 通告経路別件数

	行政機関	児童福祉 施設等	警察	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣 ・知人	児童本人	その他	計
H30	291	102	658	53	403	155	23	189	14	95	1,983
県	87	22	648	19	123	82	14	122	11	50	1,178
市町村	204	80	10	34	280	73	9	67	3	45	805
R1	344	122	843	53	429	148	18	171	19	76	2,223
県	130	31	811	40	175	81	13	95	15	36	1,427
市町村	214	91	32	13	254	67	5	76	4	40	796
R2	351	160	773	43	438	143	20	167	13	87	2,195
県	127	34	757	24	164	71	15	125	13	46	1,376
市町村	224	126	16	19	274	72	5	42	0	41	819
R3	450	174	849	33	497	234	47	183	24	69	2,560
県	182	46	842	27	239	152	34	139	22	26	1,709
市町村	268	128	7	6	258	82	13	44	2	43	851
R4	428	214	767	68	599	291	23	106	26	108	2,630
県	187	58	760	58	287	191	11	81	26	58	1,717
市町村	241	156	7	10	312	100	12	25	0	50	913
R5	471	301	821	65	643	309	66	159	29	128	2,992
県	186	112	816	40	274	160	46	105	24	75	1,838
市町村	285	189	5	25	369	149	20	54	5	53	1,154
R4⇒R5増減	43	87	54	▲3	44	18	43	53	3	20	362
県	▲1	54	56	▲18	▲13	▲31	35	24	▲2	17	121
市町村	44	33	▲2	15	57	49	8	29	5	3	241

「児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)」に関連する事業の取組状況

児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の概要

1 計画策定の趣旨

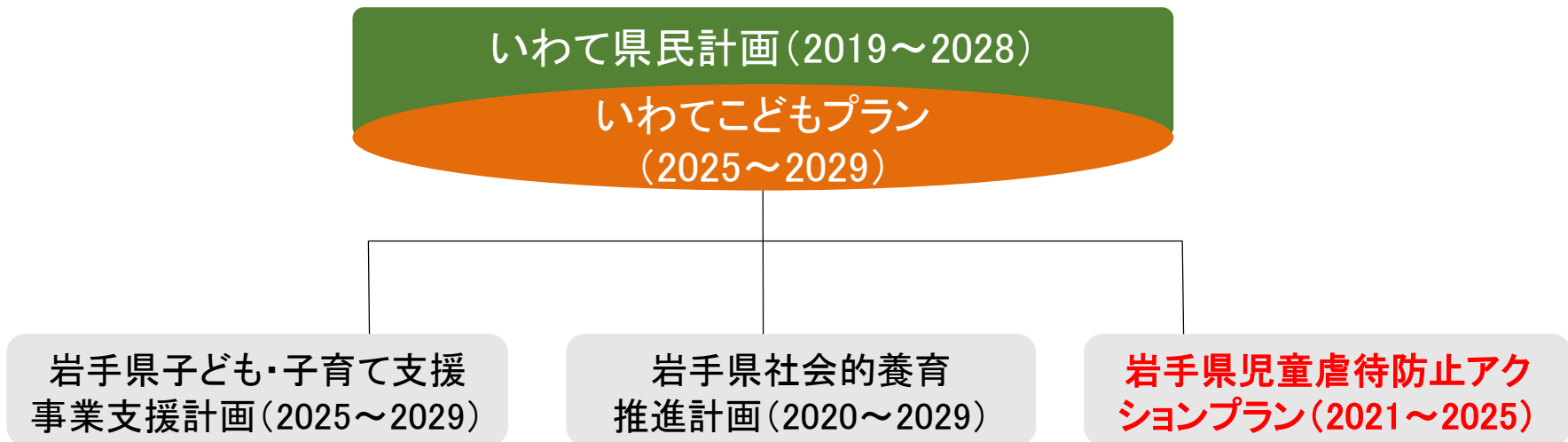
児童虐待の防止を目的とし、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、県独自の行動計画として令和3年3月に策定したもの。

2 計画の期間

令和3年4月～令和8年3月（5か年）

3 計画の性格・位置づけ

児童福祉法及び児童虐待防止法の理念を踏まえた行動計画のひとつとして、「いわてこどもプラン（2025～2029）」の部門別計画としている。



児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の概要

児童虐待防止アクションプランの取組内容は、以下の4つの柱と12の主要項目により構成されており、令和6年度までの実績について各構成機関に報告を求めた。

アクションプランの取組内容

1 虐待の発生を予防する

- （1）周知と啓発等
- （2）母子保健活動の充実
- （3）子育て家庭への支援の充実

2 虐待を早期に発見する

- （1）地域における早期発見、見守り体制の充実
- （2）学校、医療機関、施設等における早期発見

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

- （1）機関連携及び体制整備
- （2）市町村の相談機能と対応の充実
- （3）児童相談所の相談機能と対応の充実
- （4）広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実
- （5）社会的養育の充実

4 虐待の再発を防止する

- （1）親子分離後の家族支援
- （2）里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

1 虐待の発生を予防する

■令和6年度までの取組状況

- 周知と啓発については、**児童虐待防止推進月間（11月）に女性に対する暴力をなくす運動と連動した取組を行い、児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、189（いちはやく）ダイヤルの周知等に取り組みました。**
- 母子保健との連携強化に取り組み、**健診未受診者の把握や特定妊婦の支援に取り組みました。令和4年児童福祉法改正を受け、県内市町村においてはこども家庭センターの設置が進んでおり、市町村における母子保健と児童福祉の連携に取り組んでいます。**
- 県では、令和4年度からヤングケアラー支援体制強化事業を実施し、**ヤングケアラー相談窓口を設置したほか、令和5年度には県内の高校2年生を対象として実態調査を実施しました。**
- 東日本大震災津波で被災したこどもへの支援に加え、**トラウマに配慮したケア（トラウマインフォームドケア）の実施に取り組みました。**

主な指標	R3	R4	R5	R6
県民向け虐待防止講座の開催数	56回	59回	65回	74回
学校における人権教育の実施率	97.2%	98.1%	97.9%	98.8%
妊産婦・乳幼児健診未受診者指導率	87.6%	91.0%	96.9%	100.0%
産前・産後ケア事業の利用実人数	875人	987人	1,273人	1,559人
要支援、要保護児童のうち、ヤングケアラーと思われる人数	39人	43人	39人	37人
被災やトラウマに関する研修、情報提供の件数	710回	1,031回	408回	329回
こども家庭センター設置市町村数（参考）	R6：17市町村		R7：25市町村	

被災やトラウマに関する研修、情報提供件数について・・・令和4年度の件数が多い理由は、国において遺児孤児調査があったことが影響したものと考えられる。

■これまでの取組の評価・今後の課題

- 周知啓発の取組により、**189ダイヤルの県民への周知は広がっています。また、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンとして児童虐待と女性への暴力防止について一体的に取り組んでいます。虐待通告数が増加していることから、継続した取組が必要です。**
- 市町村のこども家庭センターの設置が進められていますが、**すべての市町村でこども家庭センターを設置することが必要です。妊娠期からの切れ目のない支援ができるよう、地域ごとの体制づくりを推進する必要があります。予期せぬ妊娠に悩む女性に対する支援とも連携しながら取組を進める必要があります。**
- 地域子ども・子育て支援事業の実施状況は市町村ごとに差がある状況であり、**地域ごとの社会資源を整え、支援が必要な世帯にはサポートプランを作成し、継続した支援を提供していくことが必要です。**
- ヤングケアラーについては、令和6年子ども・若者育成推進法の改正を踏まえて、**全ての市町村において実態把握がされるよう、市町村の取組への支援が必要です。**

2 虐待を早期に発見する

■令和6年度までの取組状況

- 児童相談所や市町村が受け付けた児童虐待通告件数は年々増加傾向です。虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、要保護児童対策地域協議会に要支援児童や特定妊婦として登録し、家庭訪問等の支援を実施しました。
- 虐待の早期発見のため、電気・水道・ガスといったライフライン関係機関や民生委員・児童委員、子ども食堂などの地域の民間団体等との連携に取組み、情報共有や連携した件数は増加傾向です。
- 学校関係者、医療関係者、保育施設等の職員を対象として、児童虐待通告について理解を深めるための研修の実施や、各種会議において通告義務について説明する場を設ける等の取組を行いました。
- ODVと児童虐待は関係が深いことから、配偶者暴力相談支援に従事する職員に対し、関係機関との連携による支援の充実を図るための研修を実施しています。

主な指標	R3	R4	R5	R6
児相、市町村で受け付けた児童虐待通告件数	2,564件	2,601件	2,754件	2,843件
民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の情報共有数	338件	337件	375件	386件
民間団体・企業等との連携	25件	49件	61件	90件
学校関係者に対する研修の実施回数	20回	28回	33回	35回
医療関係者に対する研修の実施回数	14回	10回	10回	11回
保育施設等の職員に対する研修の実施回数	23回	23回	52回	74回
配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の実施回数	1回	1回	1回	1回

■これまでの取組の評価・今後の課題

- リスクの高い子どもや家庭の情報を把握する可能性が高い、子ども食堂などの民間団体やライフライン関係機関との連携、庁内の他の部署との連携についても、引き続き推進していく必要があります。
- 学校や保育施設など子どもと接する機会の多い機関への研修・連携強化のほか、医療機関やDV相談機関など、虐待を発見する機会があると思われる職員に対する研修等により、児童虐待に対する理解が深まっています。今後も取組を継続していく必要があります。
- それに加え、ヤングケアラーや予期せぬ妊娠などの相談窓口でも虐待の早期発見に繋がる情報を把握する場合があります。考えられることから、市町村や児童相談所などとの連携を進めていく必要があります。

■令和6年度までの取組状況

- 警察と現場対応の合同訓練や連絡会議を実施した他、司法機関、医療機関、配偶者暴力相談支援センターとも会議等を通じて連携を深めています。児童相談所の職員は計画的に増員を進めているほか、児童相談所が持つ専門性を生かし、市町村職員等を対象とした様々な研修を実施し、対応力向上に向けた支援を行いました。
- 令和4年度から里親養育包括支援事業を実施した他、児童相談所や施設の里親支援専門相談員、岩手県里親会と連携して里親の支援を行っています。
- 子どもの権利擁護については、令和6年度より「こどもの権利擁護環境整備事業」を実施し、児童養護施設や児童相談所に意見表明等支援員（アドボケイト）が訪問して、こども達の意見表明支援を行う取組を開始したほか、各施設等においてこどもの権利に関する取組を実施しました。
- また、岩手県立大学の協働により「けんりの一と」を作成しました。

主な指標	R3	R4	R5	R6
要保護児童登録数	1,781件	2,271件	2,471件	2,691件
市町村における虐待通告後48時間以内の安全確認対応率	100%	100%	99.9%	99.9%
児相における虐待通告後48時間以内の安全確認対応率	99.6%	100.0%	99.7%	99.9%
児相による市町村への巡回支援回数	600回	534回	406回	458回
里親等委託率	23.3%	21.1%	20.5%	19.7%
こどもの権利擁護に関する説明等実施回数	1,137回	1,127回	1,127回	1,287回

■これまでの取組の評価・今後の課題

- 平成30年度に締結した県と県警の連携協定による合同訓練や連絡会議の実施等により、連携が進んでいます。
- 児童相談所の職員の増員を進めていますが、若手職員の増加や困難ケースに対するスーパービジョンができる体制づくりに対応するため、引き続き職員の育成研修に取り組んでいく必要があります。
- 本県の里親委託率は減少傾向となっていることから、里親支援センターの設置等、「岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）」に基づいた取組を推進していきます。
- 意見表明等支援員（アドボケイト）の施設訪問、けんりの一との配布など、各施設ごとの取組がされていますが、社会的養護のこどもが権利擁護の支援を受けられるよう、引き続き取組を進めていく必要があります。
- 司法機関と児童相談所で情報共有の場を設けるなど、一時保護の司法審査の円滑な運用に向けた取組が進められています。

4 虐待の再発を防止する

■令和6年度までの取組状況

- 施設入所や里親委託の際は、**自立支援計画を作成**し、支援目標について関係機関と共有したうえで支援をしています。
- 家族再統合に向けた支援プログラムの実施、家族交流の実施**により、施設入所や里親委託となったこどもとその家族を支援しています。
- 施設や里親から措置解除されるこどもについては、市町村等と連携して家族も含めたアフターケアに取り組む必要がありますが、**市町村と児童相談所の連携については必ずしも十分ではありません**。
- 施設や里親から**措置解除されるこどもの自立を支援するため、措置解除後も相談支援を継続し、切れ目のない支援に取り組んでいます**。退所後のこどもからの相談件数は増加傾向にあり、相談内容は仕事のことや人間関係など多岐に渡ります。

主な指標	R3	R4	R5	R6
家族統合に向けた支援プログラムの実施回数	183回	121回	90回	111回
家族交流実施ケース数	65回	151回	233回	256回
措置委託解除児童の要対協への登録件数	14件	36件	24件	16件
施設退所児童等への支援実施回数	74回	80回	72回	128回
自立援助ホーム利用者数	6人	9人	11人	13人

■これまでの取組の評価・今後の課題

- 児童相談所及び各施設において、ひとりひとりのこどもに合わせた自立支援計画を作成するとともに、連絡会議を開催し、**随時計画の見直しに取り組む必要があります**。
- 施設入所中のこどもや一時保護を解除したこどもについての**親子再統合の取組については、継続していく必要があります**。
- 施設入所後も、市町村と児童相談所が連携して、地域でこどもや家庭を見守ることが必要です**。
- 措置解除後のこどもが、切れ目なく市町村こども家庭センターの支援に繋がり、地域の社会資源により親子が支えられるよう、**「1 虐待の発生を予防する」の取組に繋がっていくように、市町村と児童相談所の連携を強化する必要があります**。
- 社会的養護自立支援拠点事業により、施設入所・里親委託中から訪問等によりこどもの相談支援を行っている他、退所後も継続して相談支援を行っています。今後も引き続き**社会的養護を卒業したこども若者の、自立後の生活が安定するよう、切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります**。

児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)取組実績一覧

資料2-1

1 虐待の発生を予防する

(1) 周知と啓発

取組内容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 児童虐待防止リーフレットの作成配布 児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、通告義務などについて周知するため、リーフレットを作成し、配布する。	県本庁	児童虐待防止月間等での配布部数	17,000	10,000	10,000	10,000	部
② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び啓発活動の実施 体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法定化されたことを踏まえ、児童虐待防止についての県民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する。	広域振興局 市町村	県民向け講座等の開催数	56	59	65	74	回
③ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動を実施するとともに、講演会やシンポジウム等を開催する。	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	講演会等参加者数	292	82	253	150	人
		活動実施回数	55	55	60	61	回
④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 各種広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や相談窓口を周知する。	県本庁 広域振興局 市町村	広報実施回数	95	89	110	110	回
⑤ 児童に対する人権教育の強化 子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	学校における人権教育の実施率（実施校/学校数）	97.2	98.1	97.9	98.8%	%
⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 県民全体の児童の権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	研修等実施回数	60	60	68	64	回
⑦ 児童虐待の実態と要因把握 ・ 県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・ 児童虐待による死亡・重大事案について検証する。	県本庁 児童相談所 市町村	児童虐待通告受付件数	2,564	2,601	2,754	2,843	件
		児童虐待相談対応件数	2,560	2,630	2,992	2,963	件
		死亡・重大案件検証の実施回数	0	0	0	0	回

(2) 母子保健活動の充実

取 組 内 容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 総合的な相談支援機能の充実 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口を設置するとともに、機能を充実させる。	市町村	子育て世代包括支援センターの設置状況	28	31	31	－	市町村
② 思春期健康教育等の実施 若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートDV、望まない妊娠等についての出前講座等を実施する。	市町村 保健所	出前講座等実施回数	200	206	284	299	回
③ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実 子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	市町村	ふれあい体験の実施回数	68	107	139	192	回
④ 女性のための健康相談の充実 女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施する。	保健所 市町村 県本庁	妊娠等に関する相談件数	3,453	4,498	4,574	5,142	件

⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等、より積極的な支援を行う。	市町村	妊婦健診未受診者数	15	8	4	10	人
		〃 面接指導件数	15	3	10	9	件
		〃 電話指導件数	15	3	8	6	件
		〃 未受診者指導率	100	100	100	100	%
		〃 要対協への登録件数	7	4	1	1	件
		乳幼児健診未受診者数	567	514	253	235	人
		〃 面接指導件数	72	71	43	80	件
		〃 電話指導件数	320	273	190	169	件
		〃 未受診者指導率	87.6	91	96.9	100	%
		〃 要対協への登録件数	14	14	14	14	件
⑥ 両親・母親学級の充実 ・妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・研修等を通してＳＢＳ(乳幼児揺さぶられ症候群)、ＡＨＴ(虐待による乳幼児頭部外)の予防について周知する。	市町村 医療機関	母親学級等の実施回数	103	45	45	43	回
		父親学級等の実施回数	1	0	1	0	回
		両親学級等の実施回数	166	162	165	164	回
		合計	270	207	211	207	回
		医療機関等の利用	44	45	56	72	件
⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進 育児ハンドブックの配布等により家族全体での育児参加への意識啓発を行う。	県本庁 市町村	ハンドブック等啓発物配布数	6,261	8,333	4,999	4,733	部
⑧ 母子保健指導者研修の実施 母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施する。	県本庁	研修会参加者数	16	36	0	0	人
⑨ 産後うつ病対策の強化 母親の心身の健康支援を行うため、3つの質問票（エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト）の活用によるアセスメントと相談対応、産後うつの理解促進を強化する。	市町村 保健所 医療機関	3つの質問票によるアセスメントの実施	33	33	33	33	市町村
		情報提供を受けた医療機関数	174	157	203	302	件
⑩ 産前・産後ケアの充実 安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業等の支援を行う。	市町村 保健所 医療機関 民間団体	産前産後サポート事業の実施	16	20	19	21	市町村
		〃 利用実人数	1,414	1,449	1,429	1,448	人
		産後ケア事業の実施	24	28	31	33	市町村
		〃 利用実人数	875	987	1,273	1559	人
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施 乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を把握する。	市町村	対象家庭数	6,337	5,821	5,293	4,908	件
		訪問実施件数	6,877	5,421	5,143	4,783	件
		訪問実施率	95.5	96.1	97.2	97.7	%
⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進 医療機関や市町村の連携を促進し、周産期医療や母子保健情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導や相談支援等を実施する。	県本庁 市町村 医療機関	市町村と医療機関との連携会議等の開催数	60	68	100	105	回
		ケース会議実施回数	145	178	142	115	回

(3)子育て家庭への支援の充実

取組内容	取組主体	指標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 子育て支援情報や相談機能の充実 ・ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	県本庁 市町村 県教育委員会	いわて子育てiらんどプラスホームページ閲覧件数	－	308,671	166,596	186,951	件
		子育てサポートセンターにおける相談件数	132	126	128	86	件
		子育て支援センターにおける相談件数	9,335	10,749	11,560	9,621	件
		すこやかメール相談の相談件数	231	141	114	87	件
		すこやかダイヤルの相談件数	905	1,109	961	1157	件
		研修会等の開催回数	801	843	1,035	1338	回

② 相談支援拠点の設置 支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	市町村	子ども家庭総合支援拠点の設置状況	6	16	18	－	市町村
③ 訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	市町村	養育支援訪問事業の実施件数	2,109	2,084	2,218	1,674	件
		他の訪問事業の実施件数	1,151	1,127	765	832	件
		合計	3,260	3,211	2,983	2,506	件
		（うち、ヘルパー派遣件数）	404	430	538	167	件
④ 預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施 病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	市町村	一時保育の実施	28	29	30	28	市町村
		病児保育の実施	16	16	16	16	市町村
		病後児保育の実施	16	16	16	18	市町村
		ショートステイの実施	15	17	19	19	市町村
		トワイライトステイの実施	15	16	17	17	市町村
⑤ 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 ・ 経済的に生活が困難な子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、子どもの健全育成を図る。 ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を行っているヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を図るとともに、必要な支援につなげることにより子どもの権利擁護を図る。	市町村	児童が含まれる要保護世帯数	519	451	430	431	世帯
		準要保護世帯数	5,506	7,137	6,680	6,568	世帯
		ひとり親世帯数（母子）	8,873	8,868	8,685	9,136	世帯
		（父子）	931	912	909	1,179	世帯
		合計	9,804	9,780	9,594	10,315	世帯
		児童が含まれる家族介護等世帯数	4,262	3,156	2,971	2,768	世帯
		上記世帯の児童数	6,103	5,123	4,829	4,474	人
		要対協で対応している要支援、要保護児童のうち、ヤングケアラーであると思われる数	39	43	39	41	人
⑥ 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有 病気や障がいにより特別な配慮を要する子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援と子どもの健全育成を図る。	市町村	要支援児童のうち、特別な配慮を要する児童数	111	131	176	133	人
		要保護児童のうち、特別な配慮を要する児童数	156	148	139	158	人
⑦ 地域子育て支援拠点事業の拡充 地域子育て支援センター等の活動の充実を図るとともに、職員研修等を実施する。	市町村 （広域振興局）	支援拠点設置数	86	86	88	88	か所
⑧ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援 子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	市町村 広域振興局	活動団体数	147	146	158	144	団体
⑨ 民生委員等における地域見守り活動等の充実 地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動を支援する。	市町村	子育てサロン等の実施状況（主催）	616	597	520	534	回
		子育てサロン等の実施状況（支援）	286	152	240	322	回
⑩ 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進 東日本大震災津波により被災した子どもや家庭への支援に加え、心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可能性へ配慮したケア（トラウマインフォームドケア）の実施を進める。	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 民間団体	震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数	710	1,031	408	329	回

2 虐待を早期に発見する

（1）地域における早期発見、見守り体制の充実

取組内容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 県民による早期発見と通告 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第25条第1項及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づき通告する。	県民	児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数	2,564	2,601	2,754	2,843	件

② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化 民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	市町村 広域振興局 (県本庁)	情報共有した件数	338	337	375	386	件
		研修の実施回数	81	84	90	90	回
③ 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録 虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	市町村	家庭訪問等を実施した要支援世帯数	963	998	1,015	929	件
		家庭訪問等を実施した特定妊婦数	253	283	237	201	件
		要対協へ登録した要支援児童数	851	930	994	950	件
		要対協へ登録した特定妊婦数	220	216	193	189	件
④ 市町村内部における連携の促進 税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	市町村	市町村内部の連携	25	27	31	32	市町村
⑤ ライフライン関係機関との連携 料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	市町村 ライフライン関係 機関	ライフライン関係機関との連携	22	22	23	25	市町村
⑥ 民間団体・企業等との連携 子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	市町村	連携した団体企業数	25	49	61	90	件
⑦ 防犯ボランティアとの連携 少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	警察本部 (市町村)	チラシ配布や研修等の実施回数	10	12	16	18	回

(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

取 組 内 容	取組主体	指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	研修の実施回数	20	28	33	35	回
		会議や通知等による情報提供回数	145	150	169	175	回
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組の強化 医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	研修の実施回数	14	10	10	11	回
③ 保育施設等の職員に対する研修等の充実 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、事例検討や演習を含めた研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	県本庁 市町村	研修の実施回数	23	23	52	74	回
④ 配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化 配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、DVと児童虐待の関連について理解を深めるとともに、関係機関との連携による支援の充実を図る。	県本庁 児童相談所 婦人相談所	研修の実施回数	1	1	1	1	回
⑤ 民間相談機関との連携の充実 NPO、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	児童相談所 関係団体	連絡会議の開催回数	14	16	41	29	回

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

(1) 機関連携及び体制整備

取 組 内 容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 学校・教育委員会との連携強化 個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議連絡会議等の実施回数	1,288	1,961	1,687	1,681	回
② 警察との連携強化 連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 警察	連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施	46	12	8	4	回
		相互連絡票の発出件数	66	70	34	37	件
		転居連絡票の発出件数	41	36	32	14	件
③ 捜査機関との連携強化 適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	児童相談所 警察 検察庁	協同面接対応協議の実施状況	26	10	41	22	件
④ 司法機関との連携強化 連絡会議等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 家庭裁判所	連絡会議等の開催回数	8	9	2	2	回
⑤ 医療・歯科医療機関との連携強化 子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	児童相談所 市町村	主治医訪問の回数	804	897	763	700	回
		支援会議等への参加回数	177	237	214	194	回
⑥ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所 市町村	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	68	215	240	348	件
⑦ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ 支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	児童相談所 市町村	転出による引継ぎ件数	125	158	148	135	件
		転入による引継ぎ件数	117	124	148	129	件

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

取 組 内 容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	市町村	代表者会議の開催回数	26	29	29	31	回
		実務者会議の開催回数	118	165	131	124	回
		要保護児童登録数	1,781	2,271	2,471	2,691	件
		要支援児童登録数	864	1,013	1,018	996	件
		特定妊婦登録数	232	204	187	177	件
		研修開催回数	13	21	26	26	回
② 個別ケース検討会議の開催 個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	市町村	個別ケース検討会議の開催回数	879	954	744	734	回
		要対協登録数に占める実施割合	47	38.3	41.1	40.5	%
③ 専門職員の確保等による相談体制の充実 相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による相談支援を実施する。	市町村	相談担当職員の数（常勤）	68	72	74	80	人
		〃（非常勤）	43	48	53	56	人
④ 虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、とりわけ乳幼児のネグレクトケースについては、保護者面接を実施する。	市町村	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率（含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接）	100	100	99.9	99.9	%
⑤ 24時間児童虐待通告受付体制の整備 休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	市町村	休日夜間対応の実施状況	28	27	28	27	市町村

⑥ DV相談担当・相談支援機関との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの 情報共有や連携した相談支援を実施する。	市町村	DV関連の児童虐待通告対応件数	148	83	112	73	件
⑦ 職員の研修受講による対応力の向上 市町村の相談対応機能の充実のため、担当職員に児童虐待対応研修や要保護児童対策地 域協議会調整担当者研修等を受講させる。	市町村	研修の受講回数	119	171	223	286	回

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

取組内容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化 児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的 な増員を進める。	県本庁 児童相談所	児童福祉司の配置数	54	54	61	62	人
		児童心理司の配置数	22	24	26	29	人
② 専門的な対応機能の充実 弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修 への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	児童相談所	弁護士への相談回数	52	45	47	47	回
		精神科医師等への相談回数	32	55	58	54	回
		スーパーバイザー研修派遣者数	7	6	6	6	人
③ 虐待通告後48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応 の実施 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・搜索等へ の対応体制を整備する。	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間 以内の対応率	99.6	100	99.7	99.9	%
④ 市町村との連携 市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村が実施する子育て 支援事業等の利用調整など、児童相談所が主担当となっているケースの市町村との連携を 強化する。	児童相談所	(児相ケースの) 個別ケース検 討会議実施参加回数	400	437	336	525	回
⑤ 市町村、要保護児童対策地域協議会への支援 市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強 化する。	児童相談所	市町村への巡回支援回数	600	534	406	458	回
		(児相ケース以外の) 個別ケース検討会議参加回 数	339	296	311	280	回
⑥ 24時間児童虐待通告及び相談への対応 休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	児童相談所	休日、夜間における児童虐待相談件数	733	827	475	556	件
⑦ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、児童虐待の背景にDVがあるケー スがあることに留意し、DVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	188	206	156	174	件
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上 管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を積極的に受講する。	児童相談所	研修の受講者数	56	140	166	113	人
⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援 児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実 施するとともに、講師を派遣する。	児童相談所	児相主催研修の受講者数	74	495	608	669	人
		講師派遣の実施回数	33	55	66	21	回

(4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実

取組内容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 市町村児童家庭相談への支援 職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の 個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町 村を支援する。	広域振興局	情報交換等の実施回数	302	288	466	195	回
		市町村個別ケース検討会議への参加回数	57	72	50	56	回

② DV相談の充実と関係機関連携の強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの 情報共有や連携した相談支援を実施する。	広域振興局	子どもがいる世帯におけるDV関連相談件数	271	139	161	162	件
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援 民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援 する。	広域振興局	研修等の実施回数	5	6	6	5	回

(5) 社会的養育の充実

取 組 内 容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 児童養護施設等における機能の充実 心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療 法を実施する。	児童養護施設等	カウンセリング、心理療法の実施回数	1,402	1,199	728	1,142	回
② 家庭的な養育の推進 里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配 慮した養育を推進する	児童相談所 里親 児童養護施設等	里親等委託率	23.3	21.1	20.5	19.7	%
		一時里親利用児童数	24	26	36	26	人
③ 被措置児童等への虐待の防止 「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化 する。	県本庁 児童相談所 児童福祉施設等を 所管する広域振興 局 里親 児童養護施設等	助言、指導回数	32	42	32	29	回
		研修会の実施／受講	7	6	6	10	回
④ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子どもが多様な方法で自分の意見を表明でき るよう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童への説明の実施回数	1,137	1,127	1,127	1,287	回
⑤ 児童養護施設等職員の研修の充実 児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成す るとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	児童養護施設等職員への研修の実施回数	4	8	3	4	回
		職員の研修受講	213	440	722	880	回
		基幹的職員養成研修等の受講者数	3	6	1	15	人
⑥ 里親制度の普及・啓発 家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制 度の普及啓発を実施する。	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	普及啓発の実施回数	67	40	43	33	回
⑦ 里親養育支援の充実 里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修 の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への登録 等を促進する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 市町村	基礎登録前研修	18	19	20	20	回
		委託里親を対象とした研修	8	9	5	3	回
		未委託里親を対象とした研修	8	11	9	4	回
		里親委託推進員の配置数	2	2	2	2	人
		里親支援専門相談員の配置数	8	8	8	7	施設
		専門里親の養成数	1	1	1	0	人

4 虐待の再発を防止する

(1) 親子分離後の家庭支援

取組内容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み 家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	児童相談所 児童養護施設等 里親	自立支援計画作成数	428	405	411	337	件
② 親子に対する支援プログラムの充実 家族統合に向けた指導・支援を推進する。	児童相談所	支援プログラムの実施回数	183	121	90	111	回
		家族交流実施ケース数	65	151	233	256	件
③ プログラム終了後のアフターケアの充実 プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	児童相談所	プログラム終了後の 児童福祉司指導ケース数	11	13	5	5	件
		〃 継続指導ケース数	19	13	14	21	件
		〃 市町村移管ケース数	0	0	1	0	件
④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続 ・ 一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・ 措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・ 里親委託により受け入れている児童と養育里親への支援を実施する。	市町村 児童相談所	一時保護件数	227	221	244	257	件
		里親委託件数	23	19	32	30	件
		里親受託件数	24	21	26	21	件
		施設入所件数（措置）	70	81	99	84	件
		〃 （契約）	4	5	9	12	件

(2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

取 組 内 容	取組主体	指 標					
			令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援 施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	市町村 児童相談所 里親 児童養護施設等 民間機関	対象ケース数	24	25	21	15	件
		個別ケース検討会議（支援会議）開催数	12	29	21	7	回
② 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続 施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	市町村 児童相談所 児童養護施設等 (里親)	措置委託解除児童の要対協への登録件数	14	36	24	16	件
③ 自立・就労の安定化支援 ・ 施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・ 自立援助ホームによる支援を実施する。	児童養護施設等 (里親) 児童相談所 民間機関	支援実施回数	74	80	72	128	回
		措置延長ケース数	24	26	24	25	件
		自立援助ホーム利用者数	6	9	11	13	人

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応状況について

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和6年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは41件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～9名と幅がみられた。

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
要保護児童	登録ケース数	2,691 件	2,471 件	2,271 件	1,781 件	1,593 件
	ヤングケアラー数	33 件	23 件	26 件	22 件	29 件
要支援児童	登録ケース数	996 件	1,018 件	1,013 件	864 件	1,017 件
	ヤングケアラー数	8 件	16 件	17 件	17 件	3 件
特定妊婦	登録ケース数	177 件	187 件	204 件	232 件	309 件
	ヤングケアラー数	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件
合 計	登録ケース数	3,864 件	3,676 件	3,488 件	2,877 件	2,919 件
	ヤングケアラー数	41 件	39 件	43 件	39 件	34 件

2 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和6年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた41人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴（n=33）

要保護児童対策地域協議会で把握された41名のヤングケアラーについて、33名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが18件（54.5%）と最も多くなっている。また、「要支援児童」としての関わりがあるケースは8名であった。

種 別	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	6 (18.2%)	5 (21.7%)	3 (11.5%)	4 (18.2%)	3 (10.3%)
ネグレクト	18 (54.5%)	11 (47.8%)	15 (57.7%)	15 (68.2%)	18 (62.1%)
心理的虐待	7 (21.2%)	7 (30.4%)	7 (26.9%)	3 (13.6%)	5 (17.2%)
性的虐待	0	0	0	0	0
その他	2 (6.1%)	0	1 (3.8%)	0	3 (10.3%)
合計	33 (100.0%)	23 (100.0%)	26 (100.0%)	22 (100.0%)	29 (100.0%)

(件)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別 (n=41)

女性の割合が高くなっている。

性別	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
男性	17 (41.5%)	17 (43.6%)	16 (37.2%)	14 (35.9%)	14 (41.2%)
女性	24 (58.5%)	22 (56.4%)	27 (62.8%)	25 (64.1%)	20 (58.8%)

(人)

(3) ヤングケアラーと思われる子どもの学年 (n=41)

中学3年が11人、中学1年が7人、高校2年が6人と、小学6年から高校生が多くなっている。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
令和6年度	0	0	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0	5 (12.2%)
令和5年度	0	0	3 (7.7%)	0	4 (10.3%)	6 (15.4%)
令和4年度	1 (2.3%)	0	0	3 (7.0%)	4 (9.3%)	3 (7.0%)
令和3年度	1 (2.6%)	0	2 (5.1%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	6 (15.4%)
令和2年度	1 (2.9%)	3 (8.8%)	0	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)

(人)

	中1	中2	中3
令和6年度	7 (17.1%)	4 (9.8%)	11 (26.8%)
令和5年度	6 (15.4%)	7 (17.9%)	4 (10.3%)
令和4年度	6 (14.0%)	9 (20.9%)	7 (16.2%)
令和3年度	5 (12.8%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
令和2年度	3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)

(人)

	高1	高2	高3	その他
令和6年度	2 (4.9%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	1 (2.4%)
令和5年度	4 (10.3%)	2 (5.1%)	0	2 (5.1%)
令和4年度	2 (4.7%)	2 (4.7%)	5 (11.6%)	1 (2.3%)
令和3年度	3 (7.7%)	5 (12.8%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
令和2年度	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(4) ケアの対象者 (n=41 重複回答)

幼いきょうだいが 27 件 (65.9%) と最も多く、次に親が 20 件 (48.8%) となっているほか、同居親族のケアをする例もみられた。また、複数の家族のケアしている場合が 23 件 (56.1%) あり、家族ケアの負担が大きく、かつ多様化している状況がうかがわれた。

	親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	その他	複数
令和 6 年度	20 (48.8%)	27 (65.9%)	0	5 (12.2%)	3 (7.3%)	23 (56.1%)
令和 5 年度	21 (53.8%)	18 (46.2%)	2 (5.1%)	2 (5.1%)	3 (7.7%)	12 (30.8%)
令和 4 年度	23 (53.5%)	17 (39.5%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	4 (9.3%)	22 (51.2%)
令和 3 年度	14 (35.9%)	20 (54.3%)	2 (5.1%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	18 (46.2%)
令和 2 年度	15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)		8 (23.5%)

(件)

(5) ヤングケアラーの状況 (ケアの内容含む) と支援の内容 (きょうだいケースはまとめています)

事例 No.	ヤングケアラーの状況	ヤングケアラー本人への支援の内容
1	・家事をしている ・早退 (本人の精神不安定含む) ・家族は家事の強制を否定	・職員による面接
2	・父子家庭 ・家事をしている ・遅刻・早退	・本人の意向により積極的に介入できない
3	・母子家庭で 5 人きょうだい ・きょうだいの園や学校への送り迎え ・母不在時のきょうだいの看護 ・不登校	・職員による面接
4	・母子家庭で 3 人きょうだい ・食事の準備をしている ・不登校 (のちに中退)	・職員による面接
5	・母と母のパートナーと生活 ・アルバイト収入を親に徴収される	・職員による面接 ・一時保護
6	・5 人きょうだい ・きょうだいの面倒をみているおそれ ・きょうだい不登校・不登園	・ヤングケアラー疑いで情報収集中
7	・きょうだいの面倒を見るため早退している ・年少のいとこの面倒も見ている可能性あり	・スクールカウンセラーによる面接
8	・母子家庭で 4 人きょうだい ・頼れる親族が近くにいない ・母の仕事も忙しい ・弟妹の世話と洗濯、掃除等の家事 ・学校を休みがち (本人、弟妹の体調不良)	・子ども家庭支援員による本人面談 ・学校と情報共有しながらの見守り
9	・母子家庭で 4 人きょうだい ・母が精神的に不安定なため収入が足りず、アルバイトをしている ・母に代わってきょうだいの面倒を見ている ・学校を遅刻、休みがち	・社会福祉協議会による相談援助、フードバンク支援 ・NPO 法人による食料支援 ・市による本人との面接

10	・母が飲酒しないよう付き添ったり、母の話し相手になっていた ・学校を休みがち	・学校への様子伺い ・児童相談所による面接
11	・父が精神的に不安定、母もネグレクト傾向のため、食事の準備や妹の世話をしている ・宿題をする時間がない ・学校集金、公共料金、家賃の滞納	・市が面談を行い生活状況について確認 ・スクールソーシャルワーカーによる面接
12	・母子家庭で3人きょうだい ・母が家事をしないため、食事の準備、片づけを行っている ・弟の世話 ・学校を休みがち、遅刻しがち ・学校集金、公共料金、家賃の滞納	・市が面談を行い生活状況について確認
13	・9人きょうだい ・多子世帯で父は夜勤のため、母と親族だけでは子ども達の世話に手が回らず、手伝っている ・宿題をする時間がない ・学校を休みがち	・学校へ見守りを依頼 ・子ども第三の居場所（児童育成支援拠点事業）の利用につなげた
14	・母子家庭 ・母が心身ともに体調を崩しがちで、子どもがその母の精神的な支えとなっている ・公共料金の滞納	・相談機関による見守り
15	・祖母のADL低下により調理、洗濯などの家事を担っている ・祖父母の買い物、通院の同行 ・きょうだいで分担して家事を担っている ・父はアルコール依存症で、家事を行わない	・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事（掃除）負担軽減
16	・母（身体障害、精神疾患）と二人暮らし ・心身が不安定な母の世話、食事の準備を行っている ・大人に本音を話さない	・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事負担軽減
17	・母子家庭で母は仕事により多忙 ・弟の食事の準備をするなど面倒を見ている ・学校を休みがち	・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事負担軽減 ・子ども第三の居場所利用
18	・母子家庭 ・母（難病、要介護）の入浴、家事を手伝っている	・学校と連携し、状況確認
19	・母子家庭で5人きょうだい ・多子世帯で、母はフルタイムの仕事をしているため家事に手が回らない ・学校を休みがち ・精神的に不安定 ・身だしなみが整わない	・スクールカウンセラーによる面接 ・学校での見守り、ケース会議の開催
20	・祖父、大祖母の介護 ・いとこ（年中、年長）の面倒を見ることがある ・本人は特別支援学級在籍	・学校での見守り（担任による面談等） ・叔母との面談 ・高齢介護部門との情報共有
21	・母子家庭 ・母が精神的に不安定で身体症状が見られ、家事がおこなえない ・弟の学校の連絡などを本人がおこなう ・母の体調により休むことが多い	・学校での見守り ・スクールカウンセラーによる面談 ・一時保護、子育て短期支援事業の利用
22	・母子家庭 ・母が夜勤、休日出勤あり ・弟の世話をしている ・不登校	・不登校等の児童生徒への学習支援 ・別室登校の利用

23	・妹のこども園の準備をしている ・母の出勤が早い日は妹の朝ごはんを食べさせる ・妹が体調不良で園を欠席する際、父母が仕事のため本人が妹をみていた ・学校集金や国保税滞納あり	・所属学校のモニタリング
24	・弟が体調不良で園を欠席する際、父母が仕事のため本人が弟をみていた ・家族の洗濯など家事の多くを担う ・本人は家事の他、弟の宿題を見てあげている ・家族都合での学校欠席があった ・保護者の意向で進路は就職を考えていた（学校側から再度進学を勧めた）	・本人面談実施
25	・7人きょうだい ・弟が産まれ、「産まれた子の面倒をみて数時間しか寝ていない」との発言が聞かれたと学校から情報あり ・学校を休みがち ・英語と数学が全くついていけないことで保健室に行くことも多い ・弟が1泊入院をした際、他のきょうだいの面倒をみていた	・所属学校のモニタリング
26	・母子家庭で7人きょうだい ・家庭問題も多く、母多忙のため、妹たち（保育園児）の世話や家事を担っている ・素行不良、学校を休みがち ・学校集金や公共料金の滞納	・学校による面談
27	・母（精神疾患）と二人暮らし ・精神的に不安定な母を常に心配し、本人が母の話し相手や見守りをしている ・不安定な母と離れられない（母が不安定な時は登校しない） ・本人の特性も影響しているが、不登校傾向 ・学力不振	・スクールカウンセラーによる面接・相談対応（母・子） ・スクールソーシャルワーカーによる訪問面接（母・子） ・障害福祉サービスヘルパーにて家事負担軽減 ・オンライン学習の環境整備 ・個別の学習支援 ・個別支援会議を実施し関係機関で情報の共有と支援方針や方法を協議
28	・父母の話し相手（父母の小言を聞いている） ・父と本人で自宅の掃除を行う ・朝食は自身で作って食べる ・時々、親の受診都合で学校を休むことがある（親に同行）	・スクールカウンセラーによる面接・相談対応（両親・子） ・学校（担任や養護教諭など）で本児への変化をモニタリング、児童福祉担当者と共有
29	・家庭内で、女子は炊事、食器洗い、洗濯等を担う方針 ・保育園児のお弁当を作っていたこともある ・父は仕事のため平日不在で土日のみ帰宅 ・学校を休みがち ・学校集金の滞納 ・家族の元で過ごしたり、父方祖父母宅で過ごしたりしている	・スクールソーシャルワーカーによる面接（不登校が続き会えないことが多い） ・スクールソーシャルワーカーによる他のきょうだいとの面接実施
30	・曾祖母（高齢による日常生活動作能力の低下あり）と二人暮らし ・家事全般を担う ・宿題ができない ・自分の時間が取れない	・学童利用による学習支援 ・食事支援の利用による家事負担軽減

31	・母（精神疾患）と二人暮らし ・母が精神的に不安定なため、家事を部分的に子どもが行っている ・学校集金の滞納	・担任教師による面接、見守り
----	--	--

（６）ケアを必要とする家族への支援の状況

要ケア家族への支援の内容	
・市町村児童福祉担当によるモニタリング（総合的な相談対応・要対協ケース進行管理） ・要対協関係機関による家庭訪問 ・保健師や高齢者福祉担当による家庭訪問 ・高齢者福祉部門との同行訪問 ・ケースワーカーの定期訪問（経済面の相談） ・母子保健担当保健師の健診時状況確認 ・学校へ見守りを依頼 ・スクールソーシャルワーカーの面談による状況確認 ・母の受診機関との情報共有 ・きょうだいへの通院助言 ・レスパイト（子育て短期支援事業）の提案 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用勧奨 ・障害年金更新手続きの支援 ・家計管理に関する相談（社会福祉協議会） ・生活保護 ・精神科病院への定期通院 ・フードバンク、フードパントリー、社会福祉協議会等による食糧支援 ・子ども第三の居場所（児童育成支援拠点事業）の利用 ・介護保険サービス（デイサービス・移動支援等）の利用 ・障害福祉サービスヘルパーの利用（相談支援員の定期訪問・相談対応） ・障害児や高齢者の施設入所 ・子育て世帯訪問支援事業の利用 <支援が入りにくいケース> ・精神担当保健師の関わりは拒否があり、モニタリングできない ・母親支援が必要だが母は応じず、継続した相談支援につながらない ・母が親族の支援を拒否している ・母が行政に対して攻撃的 ・サービス利用を希望していない ・介護サービスの利用を促すが、経済面で問題あり、利用制限がかかっている	

次期「児童虐待防止アクションプラン」 の骨子案について

次期児童虐待防止アクションプラン策定方針

プランの目指す姿

いわてのこどもたちが児童虐待により命を奪われたり、心や身体を傷つけられたりすることがないように、こどもに関わるすべての大人が子どもの権利を大切にし、すべてのこどもが安心して健やかに暮らせる社会の実現を目指します。

プランの期間について

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの **5年間**の計画とする

本プランの支援の対象者について

- ・ 児童福祉法の対象である18歳未満のこども※₁（措置延長等18歳以降も継続して支援が必要な者も含む）
- ・ その保護者（「特定妊婦※₂」等妊娠中の女性を含む。）

※₁ プラン中の表記は法律上「子ども」「児童」と記載されているもの以外は「こども」と表記。

※₂ 出産後の養育について、出産前において特に支援を行うことが必要と認められる妊婦。

見直しのポイント

- ① 令和4年、令和7年児童福祉法改正内容を反映させる。
- ② **当事者等からの意見聴取を行い、プランに反映させる。**
- ③ いわてこどもプラン、岩手県社会的養育推進計画、その他各種計画等との整合を図る。

次期児童虐待防止アクションプランの骨子案

I はじめに

策定の趣旨、基本理念、目指す姿、計画期間、本プランの対象者 等

II 児童福祉法改正等の動向

令和4年、令和7年児童福祉法改正内容反映

III 本県における児童虐待等の現状と課題

児童虐待相談等の動向についての分析

IV 前アクションプランの取組実績

現計画の総括的な評価

V アクションプランの取組主体

VI アクションプランの取組内容

4つの柱	新たに盛り込む項目（主なもの）
1 虐待の発生を予防する	こども家庭センターの設置 ヤングケアラーの実態把握
2 虐待を早期に発見する	ヤングケアラーや予期せぬ妊娠をした方の相談窓口との連携
3 虐待の相談機能と対応を充実する	こどもの権利擁護の取組 里親支援センターの設置
4 虐待の再発防止と自立支援	社会的養護自立支援拠点事業の実施

次期プラン策定に当たっての意見聴取

こども基本法の基本理念として「全てのこどもについて、(中略)自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会(中略)が確保されること」が掲げられていることを踏まえ、様々な機会をとらえ、施策対象者等から幅広く意見を聴取する。

聴取機会	聴取対象	聴取時期
社会的養護経験のある若者からの意見聴取 (書面又はインタビュー) 例) 施設や里親で暮らした経験について今感じていること、手助けが欲しいなと感じたこと、こどもや家族に対する支援についておとなに伝えたいこと	社会的養護自立支援拠点事業を活用している者	R7.7~8 (実施中)
いわてこどもモニターへのアンケート 例) こどもの権利、児童虐待について、相談できる人について、おとなに取り組んでもらいたいこと	いわてこどもモニター	R7.9 (予定)
若者からの意見聴取 例) 県民にもわかりやすいプラン、若者が考える児童虐待防止の取組	県庁インターンシップに参加する学生 18人	R7.9 (予定)

※ その他の取組として、新任児童福祉司(採用1年目、児童相談所勤務1年目の職員)を対象としたワーキンググループによる「やさしい版」の作成など、パブリックコメントの準備を進めていく。

次期プラン策定のスケジュール

時期	内容
7月～	当事者等からの意見聴取
8月	第1回岩手県要保護児童対策地域協議会（骨子案）
9月～12月	第2回岩手県要保護児童対策地域協議会（素案） ※書面開催も検討
12月	県議会環境福祉委員会 市町村説明会 パブリックコメント
1月	第3回岩手県要保護児童対策地域協議会
2月	県社会福祉審議会（報告）
3月	県議会環境福祉委員会（報告） 策定

児童虐待防止アクションプラン (2021～2025)

「なくそう 子ども虐待」
～子どもの健やかな育ちのために～



令和3年3月

岩手県要保護児童対策地域協議会

岩 手 県

【 目 次 】

I	はじめに	1
II	児童福祉法等の改正の動向	3
III	本県における児童虐待等の現状と課題	
1	児童虐待相談対応の状況	5
2	児童虐待による死亡事案の検証から (トピック)	8
	東日本大震災津波で被災した子どもたちへの支援	11
IV	前アクションプランの取組実績	12
V	アクションプランの取組主体	16
VI	アクションプランの取組内容	
1	虐待の発生を予防する	20
2	虐待を早期に発見する	25
3	虐待の相談機能と対応を充実する	27
4	虐待の再発を防止する	33

付 岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱

児童虐待の定義

(児童虐待の防止等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日号外法律第 82 号)

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

I はじめに

1 アクションプランの趣旨・役割

児童虐待件数は全国的に年々増加しており、県内においても増加傾向にあります。

県ではこれまで、平成 17 年 9 月に「児童虐待防止アクションプラン」を策定し、5 年ごとの見直しを経ながら児童虐待防止対策を進めてきましたが、県内においても不幸な虐待死亡事例が発生しています。

児童虐待は重大な人権侵害であるとともに、常に子ども（特に乳幼児）の命の危険が伴っているという認識に立ち、すべての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、地域住民の協力をいただきながら、子どもに関係するあらゆる機関が連携を強化し、責任と役割分担を明確にした上で児童虐待の防止と対策に取り組む必要があります。

このアクションプランは、平成 28 年 4 月に策定した「児童虐待防止アクションプラン（2016～2020）」（以下、「前アクションプラン」という。）の取組実績等を踏まえ、児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、令和 3 年度以降に関係機関等が担うべき役割と具体的に取り組むべきことを明らかにし、実践するための行動計画として策定するものです。

2 平成 28 年度から令和元年度までの取組実績（概要）

前アクションプランにおける令和元年度までの実績は、全体の取組では年々取組率が上昇しているものの、令和元年度についてはアクションⅡ「早期発見」とアクションⅣ「再発防止」の取組率が前年度に比べて低い状況となっており、令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害や新型コロナウイルス感染症対策のため、各種事業が中止されたこと等の影響がみられます。

○ アクションプランの取組区分ごとの取組率

区 分	全 体			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アクションⅠ「発生予防」	89.9%	91.2%	91.2%	92.0%
アクションⅡ「早期発見」	89.5%	89.5%	92.1%	89.5%
アクションⅢ「相談・対応機能の充実」	91.2%	91.2%	94.1%	94.9%
アクションⅣ「再発防止」	71.1%	80.0%	95.6%	91.1%
平 均	89.4%	90.5%	92.2%	92.3%

3 プラン策定のポイント

- (1) 平成 28 年の改正児童福祉法において、児童の意見が尊重されること、児童の最善の利益が優先して考慮されること、家庭養育が優先されることが明記されたほか、令和元年の児童虐待防止法改正においては、体罰禁止規定が明文化されるなど、児童虐待対応のあり方について新たな方向性が示されました。策定に当たっては、これら国の動向を踏まえるとともに、全国の虐待死亡事例及び重大事例を検証した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第 16 次報告（令和 2 年 9 月 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）における提言を参考としています。
- (2) 本県において平成 30 年度に発生した児童虐待事案の検証委員会から出された提言の内容を盛り込んでいます。
- (3) 児童虐待とDV（ドメスティックバイオレンス）との関連性も指摘されていることから、これまで以上にDV対策との連携を推進する視点を盛り込んでいます。
- (4) 東日本大震災津波から 10 年を経過しますが、依然として子どものこころやからだ、生活面への影響が懸念されることから、被災体験を考慮した支援の継続について盛り込んでいます。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校や外出自粛による子どもたちの見守り機会の減少や家庭内ストレス増加による虐待リスクの高まりなどへの対応として、国から示された「子どもの見守り強化アクションプラン」の視点を盛り込んでいます。
- (6) 前アクションプランの取組率が低い項目を中心に、内容の強化・充実の検討を行いました。
- (7) その他、学識経験者や市町村をはじめとする関係機関からの意見・要望を踏まえた策定としています。

4 構成

前アクションプランの 4 つの柱を引き継いだうえで、12 の主要項目により、児童虐待防止に係る具体的な取組項目や内容、指標等を記載しています。

5 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

なお、このアクションプランは、毎年度、その取組状況等を確認するとともに、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行います。

6 進行管理

アクションプランの推進に当たっては、岩手県要保護児童対策地域協議会の調整機関である岩手県保健福祉部子ども子育て支援室において、取組状況などの進行管理を行います。

また、同協議会において毎年度評価を行い、必要に応じて事業の見直しや強化を行います。

Ⅱ 児童福祉法改正等の動向

1 平成 28 年：児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律・母子保健法の改正

(1) 児童福祉法の理念の明確化

児童の権利に関する条約にのっとり、児童が権利の主体であり、年齢・発達に応じて意見が尊重され、その最善の利益が尊重されること、児童が家庭で健全に養育されるよう国・地方自治体は支援を行うとともに、施設入所等が必要な場合には家庭と同様の環境において養育されること（家庭養育優先の原則）が明記されました。

(2) しつけを名目とした児童虐待の禁止

児童のしつけに際し、児童の養育及び教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならないことが明記されました。

(3) 児童虐待の発生予防

妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の法定化、母子保健施策を通じた児童虐待の予防・早期発見と児童虐待防止施策との連携の強化を図ること等が示されました。

(4) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

身近な地域における児童や家庭への支援を充実させるため、市町村子ども家庭総合支援拠点の開設や要保護児童対策地域協議会の体制・関係機関連携の強化、児童福祉司や児童心理司の増員や弁護士・保健師の配置等による児童相談所の体制強化、児童福祉司や市町村職員の資質向上のための研修の義務化等が示されました。

(5) 被虐待児童の自立支援

保護者に対するカウンセリングや養育支援プログラムの実施などによる親子関係再統合の支援、里親委託の推進、養子縁組里親への支援など代替的養育の強化、措置延長や自立援助ホームの対象拡大など 18 歳以降の支援の充実等が示されました。

2 平成 29 年：児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の改正

(1) 児童虐待を行う保護者への司法の関与

児童福祉法第 28 条による里親委託・施設入所の申立てにおいて、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとされました。

(2) 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を実施する場合、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされました。

(3) 接近禁止命令の対象拡大

これまで、面会・通信制限が行われ、かつ、保護者の意に反して施設入所等の措置が取られていた場合に限定されていましたが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置が取られる場合においても実施できることとされました。

3 令和元年：児童福祉法・児童虐待の防止に関する法律の改正

(1) 親権者等による体罰の禁止

親権者その他児童の養育者は体罰をしてはならないことが明記されたほか、民法第 822 条における親権者の懲戒権について、その在り方を検討することとされました。

(2) 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討

児童福祉審議会における児童等の意見を徴する際の配慮、児童の保護や支援に当たって児童の意見を聴く機会や児童が自ら意見を述べることができる機会を確保するなど必要な措置を講じることが示されました。

(3) 市町村・児童相談所の体制強化

都道府県から市町村に対する必要な助言等の実施、児童相談所における専門職種の配置基準の規定、介入機能と支援機能との分離、中核市・特別区への児童相談所の設置促進・支援が示されました。

(4) DV対応と児童虐待対応との連携強化

児童虐待の早期発見に努めなければならない者として警察官と婦人相談員も対象に加えられたほか、DV被害者及びその同伴家族の保護等における連携機関として児童相談所が明記されました。

4 令和2年4月「子どもの見守り強化アクションプラン」

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校や外出自粛による要保護児童の見守り機会の減少や、家庭内でのストレス増加による虐待リスクの高まりが懸念されることから、地域のあらゆる機関等が連携して対応を進めるよう国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が示されました。

(1) 支援対象児童等の定期的な状況把握

要保護児童対策地域協議会において支援対象とされている就学児童、保育所・幼稚園等の児童、特定妊婦、未就園児等について、電話や訪問等により地域の関係機関が連携して定期的に状況を把握し、個別ケース検討会議等で支援方針を検討し必要な支援へつなげること。

(2) 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

要保護児童対策地域協議会の構成機関・団体のほか、子育て広場や子ども食堂などを運営する民間団体、民生委員・児童委員や保健推進員、人権擁護委員といった地域の支援者とも連携を図り、(1)の支援対象児童等の状況把握のほか、支援を必要とする子どもや家庭の把握、児童虐待の早期発見・早期対応などの効果的な実施を進めること。

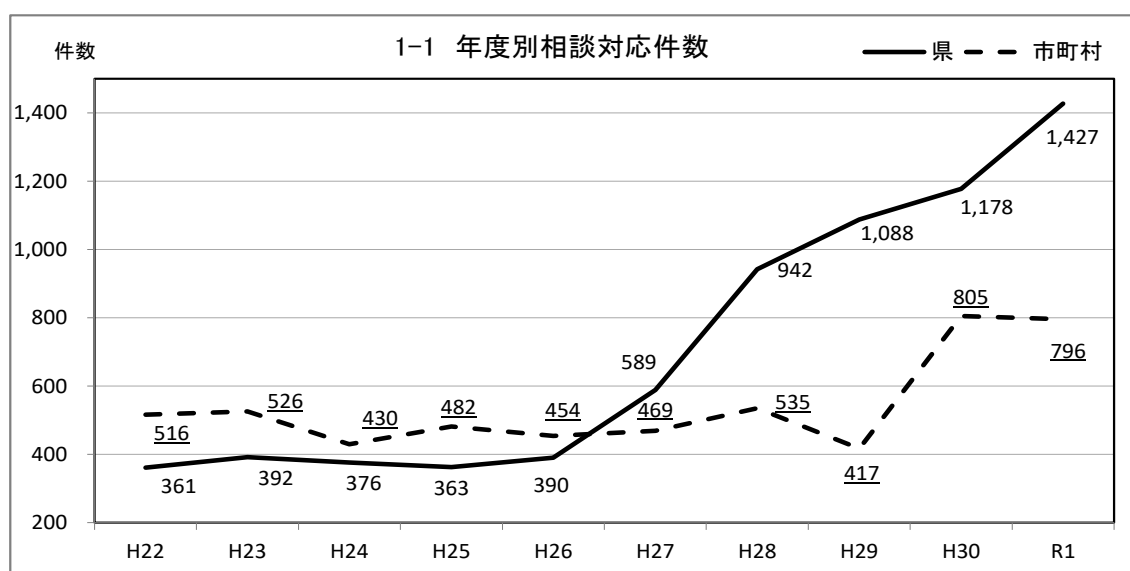
Ⅲ 本県における児童虐待等の現状と課題

1 児童虐待相談対応の状況

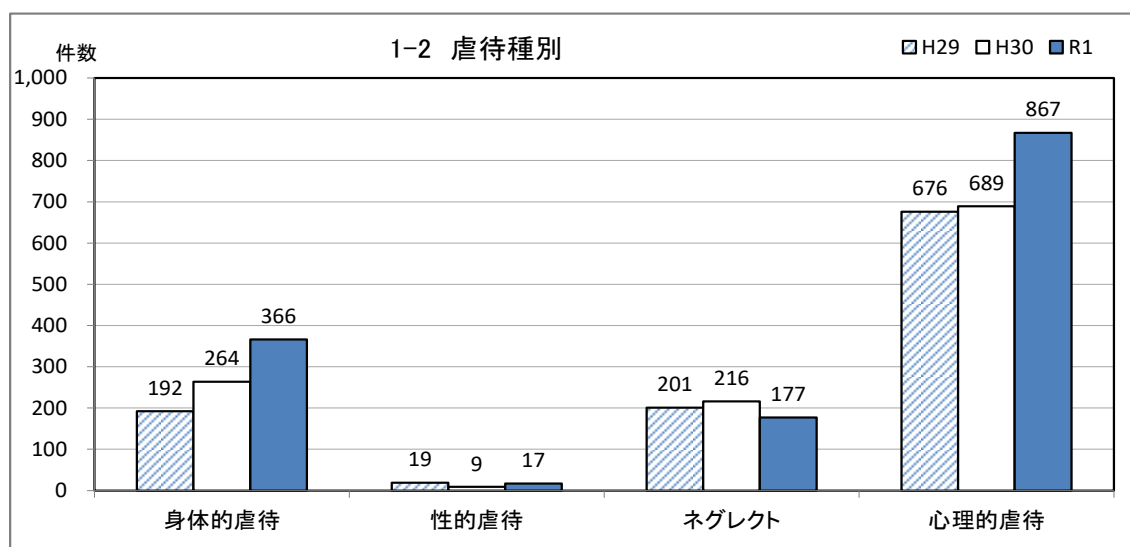
(1) 児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では平成 24 年度から若干減少がみられましたが、平成 26 年度以降は急増しています。市町村では 500 件前後で推移していましたが、平成 30 年度に急増し、令和元年度は若干減少したものの高止まり状態となっています。虐待種別の状況は、「心理的虐待」が最も多く、次に「身体的虐待」、「ネグレクト」の順に多くなっています。

通告・相談対応件数の増加については、児童虐待防止対策についての啓発が進み、県民全体の理解が高まっていることが通告の増加につながっているものと考えられます。また、心理的虐待の増加については、児童相談所と警察との連携強化により子どもの面前におけるDV（以下、「面前DV」という。）等が通告につながっていること、市町村の相談においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点といった相談体制の整備が進められていることも背景にあると考えられます。



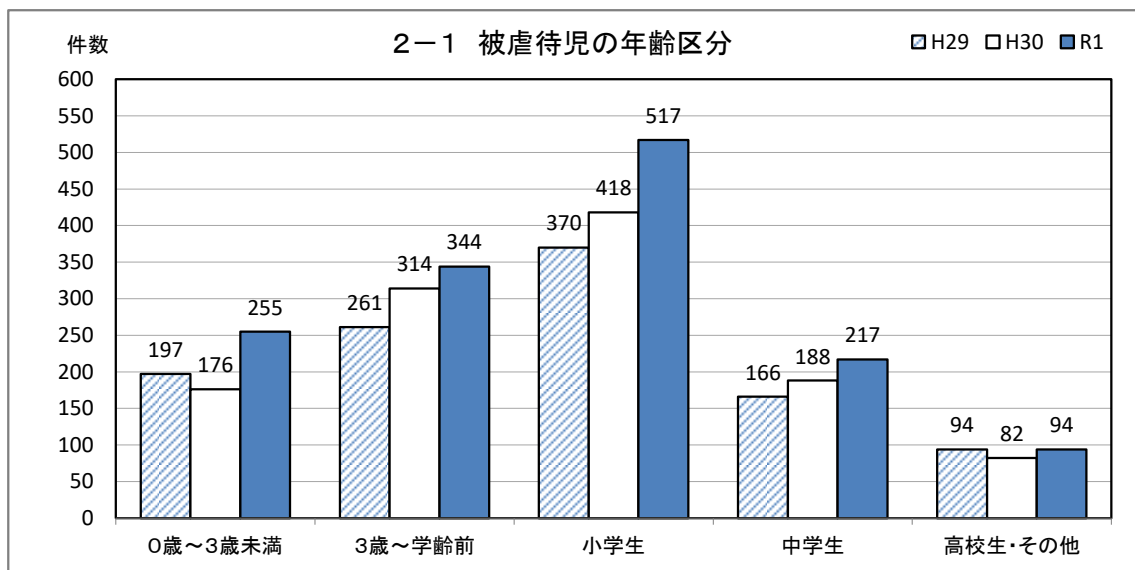
出典) 各年次 福祉行政報告例



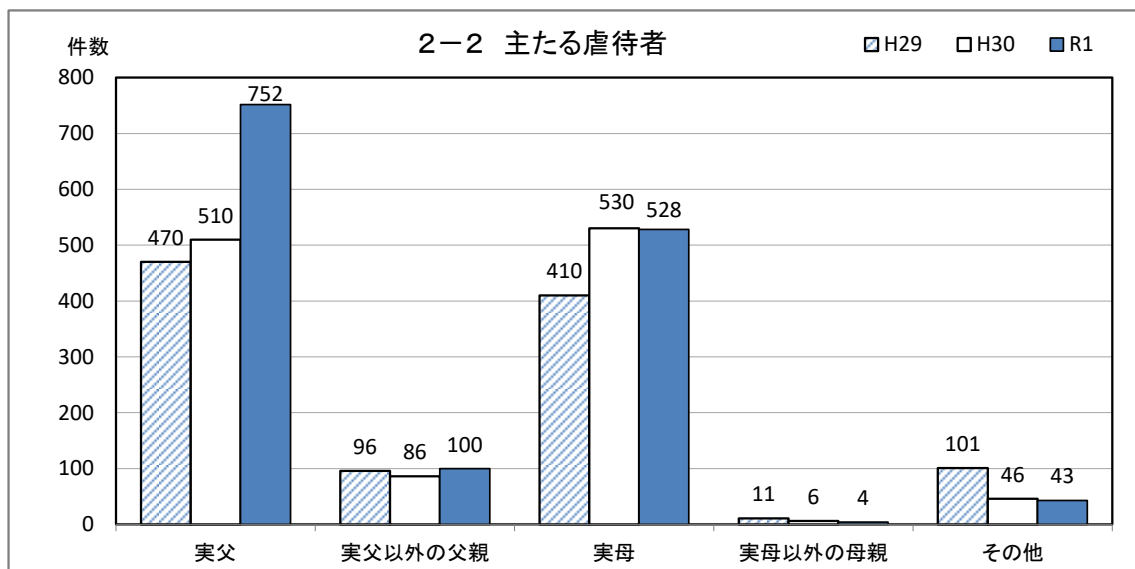
出典) 各年次 福祉行政報告例

(2) 児童虐待相談対応の状況

各年齢区分別の相談対応件数の状況をみると、「小学生」が最も多く、次いで「3歳～学齢前」、「0歳～3歳未満」と低年齢層の割合が高くなっています。中でも「0歳～3歳未満」は令和元年度に前年比で44.9%の増加がみられました。主たる虐待者については、これまでは「実母」が多かったものが、ここ数年は「実父」の割合が増えており、令和元年度は前年度比で47.5%の増加がみられています。平成30年度に本県で児童虐待による幼児の死亡事案が発生し、再発防止に向けた取組が進む中で、乳幼児の相談対応が増加したものとみられるほか、「実父」の増加については、面前DVによる心理的虐待の相談対応が増加していることも関連しているものと考えられます。



出典) 各年次 福祉行政報告例

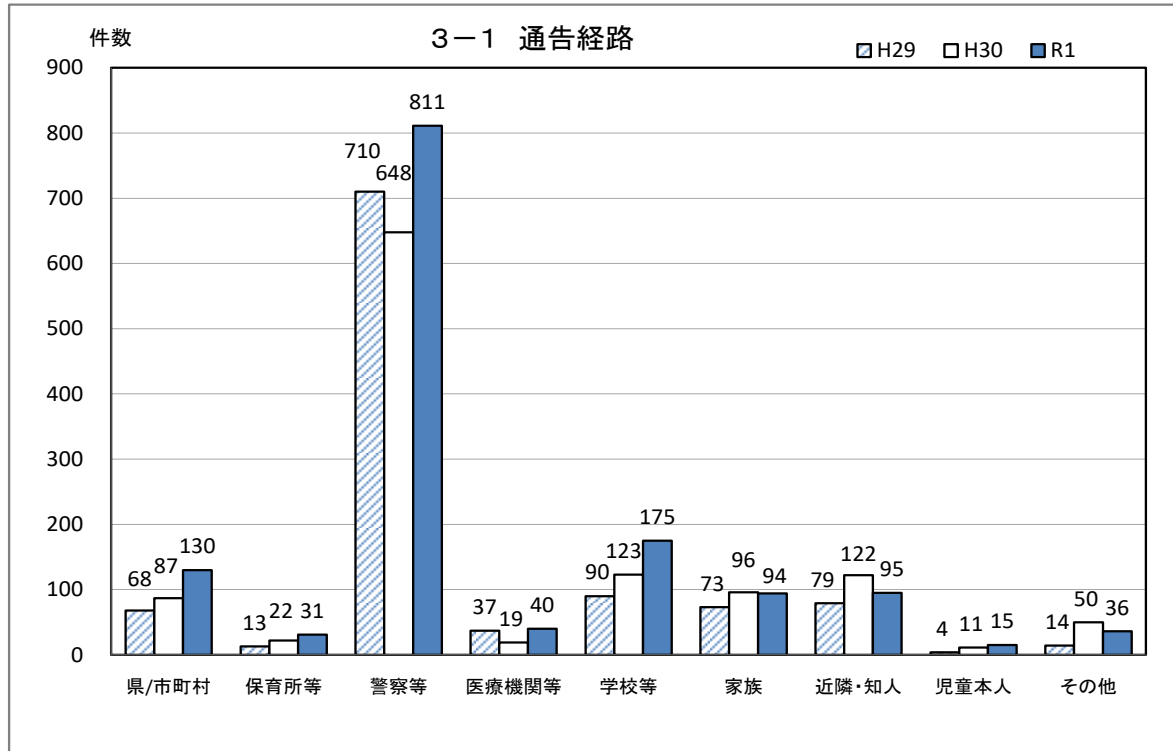


出典) 各年次 福祉行政報告例

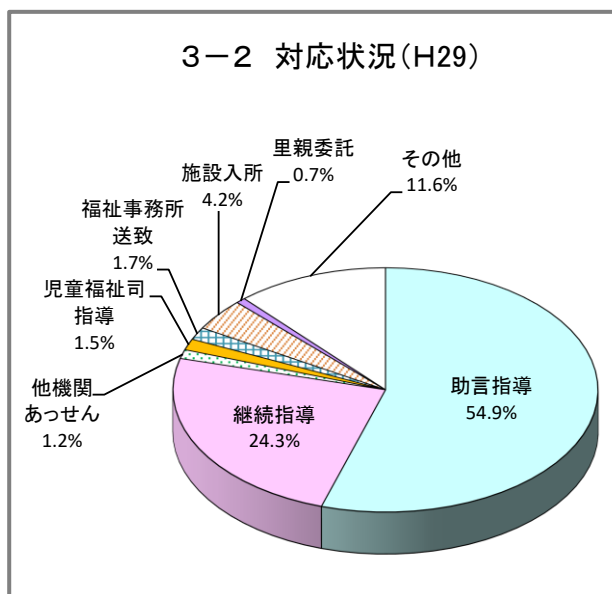
(3) 通告経路と対応の状況

児童虐待の通告経路としては、「警察等」が全体の5～6割と最も多くなっています。次いで、「学校等」や「県/市町村」となっており、関係機関からの通告が多くなっています。

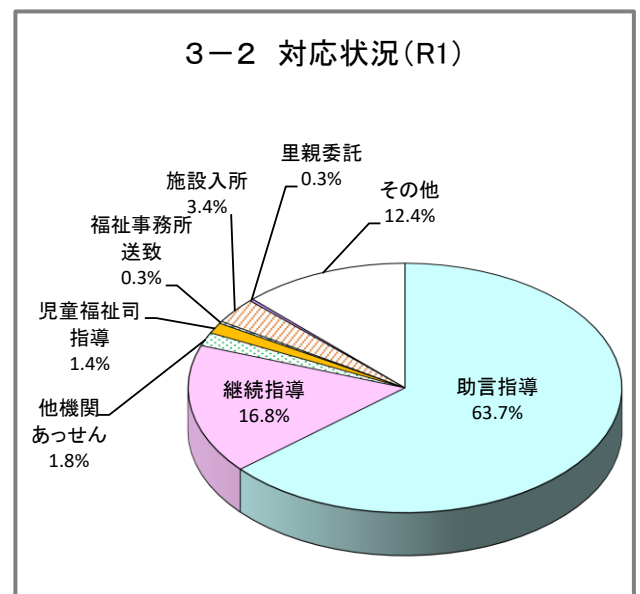
相談対応の状況は、1～数回の調査・相談を行う「助言指導」の割合が最も多く、次に中・長期的に相談支援を行う「継続指導」となっており、全体の9割以上は里親委託や施設入所を除いた在宅での支援となっています。平成29年度と令和元年度を比較すると、在宅での支援の割合が増加している状況がみられます。



出典) 各年次 福祉行政報告例



出典) 平成29年度 福祉行政報告例



出典) 令和元年度 福祉行政報告例

(4) 課題

- ① 児童虐待相談対応件数が増加していることから、引き続き、市町村、児童相談所等の体制強化が必要です。
- ② 児童虐待相談について、低年齢層の相談割合が大きいことから、母子保健における子育て相談や虐待の早期発見・対応の充実が必要です。
- ③ 警察と児童相談所等との連携が進み、面前DV等による心理的虐待の通告が増えていることから、引き続き関係機関との連携強化による児童虐待の早期発見・対応を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の支援機関とも連携した対応を進めることが必要です。

2 児童虐待による死亡事案の検証から

(1) 事案の概要

平成 30 年 4 月、母が不在で父と 2 人で暮らしていた 1 歳 9 か月の男児が十分な食事が与えられず、数日間一人で自宅に放置された結果、低栄養・脱水症状による全身機能障害で死亡に至るという痛ましい事案が発生しました。同年 2 月に、男児が通う認可外保育施設から市へネグレクトとして虐待通告がなされ、市において対応が進められていた中での事案発生でした。

(2) 事案検証による課題と再発防止に向けた提言

岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において事案の検証が行われ、平成 31 年 2 月に取りまとめられた報告書において、再発防止に向けた 6 つの提言が示されました。

「児童虐待による死亡事例検証報告書」＝抜粋＝

(岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会 平成 31 年 2 月)

提言 1 子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底

○ 通告早期の段階での保護者への面接【市町村、児童相談所】

- ・ 本事例のように、ネグレクトによる虐待であっても死亡に至る危険性があることについて、再認識して対応する必要がある。
- ・ 国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 14 次報告）」では、死亡時点における子どもの年齢について、3 歳未満が 8 割を超える状況であった。また、死因となった主な虐待の類型について、3 歳未満のネグレクトの割合は身体的虐待に次いで多く、さらに、子どもの年齢を 3 歳未満と 3 歳以上で比較すると、3 歳未満のネグレクトの割合は「40.0%」であり、3 歳以上のネグレクトの割合「28.6%」より多かった。
このことから、特に 3 歳未満のネグレクト事案については、保育園等に通園している場合であっても、通告早期の段階で保護者に直接会い、家庭での養育状況を確認する必要がある。その際、保護者の迎えの時間帯に保育施設付近で待つ、民生児童委員の協力を得るなど、あらゆる方法により保護者への接触、情報収集を図ることが大切である。
- ・ また、保護者に会えない状況が続く場合は、リスクが高いと判断し、児童相談所へつなぐ必要がある。

○ アセスメントシートの見直し【県】

- ・ 県においては、本事案のようなネグレクトケースに対し、適切なアセスメントの実施と結果に基づく支援が適切に行われるようにするため、緊急度と対応についての判断に活用されているアセスメントシートの見直しを早急に検討することが必要である。この際、アセスメントシートが効果的に活用されるよう、職員（市町村要対協調整担当者）のアセスメント力向上についても支援を図ることが重要である。

○ チェックリスト等を活用した積極的な情報収集【市町村、児童相談所】

- ・ チェックリスト等を活用し、確認しなければならない情報を整理するとともに、不明な項目をそのままにしておくことは非常に危険性が高いという認識を持つことも必要である。
- ・ 子どもの安全に関わる情報については、ライフラインの滞納・停止等も含め、あらゆる方法により速やかに情報収集することが重要である。

提言2 保護者支援と適切な介入

○ ネグレクト傾向の親に対する支援【県、児童相談所、市町村】

- ・ 子どもを一時的に預けられる施設等、育児に関する社会資源や基本的な知識について、特に繰り返し情報提供する方策を検討する必要がある。
- ・ 親族や近隣住民、在籍している保育施設等、家族に関わりがある人・機関からの支援が継続されるよう、調整を図ることも必要である。

○ 保護者に対する周知・啓発【県、市町村】

- ・ 育児に関する相談窓口等の情報提供のみならず、本事例のように、子どもを自宅に放置するなどして、保護者としての監護を著しく怠ることはネグレクトに該当すること、特に、生活全般において自分で対処することができない乳幼児の場合は、死に至る可能性もあることについて、健診や子育て支援のイベント等、様々な機会を活用し、妊娠期から周知していくことが重要である。

○ 健診未受診家庭への対応【市町村】

- ・ 国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（第14次報告）」では、乳児健診を子どもに受けさせていない家庭は、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いと認識すべきとしている。特に、本事例のように、受診勧奨を行っても理由なく拒否したり反応がない家庭については、市町村において関係部署が連携して子どもや保護者の状況を確認し、支援の必要性を検討することが必要である。

提言3 要保護児童対策地域協議会の機能強化

○ 個別ケース検討会議、実務者会議の活性化【市町村】

- ・ 調整機関は、個別ケース検討会議や実務者会議の機能や役割等を再確認するとともに、要対協における情報の整理・共有、進行管理、定期的な再評価等の運営のあり方について必要に応じて見直す必要がある。
- ・ 早めに要対協の個別ケース検討会議を開催して、問題に対する認識と援助方針を共有するとともに、それぞれの役割を明確にした上で、個別ケース検討会議を継続しながら支援を展開する必要がある。また、当会議の場で、リスクアセスメントを含むアセスメントが実施されることも必要である。

○ **市町村要対協を効果的に機能させるための組織体制づくり【市町村】**

- ・ 個別ケース検討会議、関係機関による複数の視点、役割分担を通じて、早期の対応につながるような、市町村要対協を積極的に活用していくための組織体制づくりが必要である。
- ・ 児童虐待相談対応に従事する職員の役割についての認識・専門性の向上、体制の整備等、要対協の機能強化を継続的に図っていくことが必要である。

○ **要対協調整担当者の知識・スキルの向上【県、児童相談所、市町村】**

- ・ 市町村要対協調整機関の機能強化が必要であり、まずは調整担当者の知識・スキルの向上が必要である。
- ・ 県においては、児童福祉法で定められている要対協調整担当者研修等の既存の研修の充実を図るほか、関係機関への通知に留まらず、既存の会議や研修の機会を活用するなどして、国通知や検証報告書の内容について市町村に対して周知徹底を図る必要がある。

提言 4 関係機関による連携強化

○ **保育施設との連携【市町村】**

- ・ 気になる子どもや保護者を早期に把握し、必要な支援につなげたり、地域の関係機関との連携を深めるためにも、調整担当者による保育施設への訪問等、アウトリーチを行い、日頃から顔の見える関係づくりに努めることが望まれる。
- ・ 乳幼児のネグレクトケースにおいては、死に至る可能性も高いことから、特に、乳幼児の子育て支援に従事する者を対象として注意を喚起するとともに、児童虐待の捉え方、発生の背景、対応・解決策の周知等を行う研修を実施する必要がある。

○ **児童に関連する部署との連携【市町村】**

- ・ 児童に係る部署の職員に対する啓発活動とともに、虐待のリスク要因等を発見した場合は、虐待対応部署に連絡できるよう、関係職員への啓発、仕組みづくりを検討する必要がある。

○ **児童相談所の体制整備【県】**

- ・ 今後、国の制度改正により市町村支援児童福祉司が配置されることになる。県においては、国の動向も踏まえながら、市町村からのケースの相談に柔軟に応じ、適切な助言指導を行うことができる児童相談所の人員増員も含めた体制整備を図る必要がある。

○ **事業者団体との連携【県、市町村】**

- ・ 民間事業所と見守り協定等を締結する自治体が増えているが、主に高齢者を対象としている。県においては、このような取組に児童虐待に関する通報を含めるよう働きかけるほか、各事業者団体に対し、気になる子どもがいる家庭がある場合の情報提供先（通告先）に関する通知を発出するなど、具体的な取組の検討・実施を行う必要がある。

提言 5 市町村における相談支援体制の強化及び専門性の向上

○ **組織的なアセスメント【市町村、児童相談所】**

- ・ 収集した情報に基づき、組織的なアセスメント（リスクアセスメントを含む）を行い、適切な支援方針を策定することが必要である。

○ **市町村体制強化【市町村】**

- ・ スーパービジョン体制、ケース検討や助言体制の構築に向けて、専門知識と経験を有する専任の正規職員の養成に計画的に取り組むとともに長期に継続して配置されるような人事についても考慮する必要がある。
- ・ 国の政策も踏まえ、各市町村において、子ども家庭総合支援拠点の設置・強化の取組を推進する必要がある。

提言 6 地域全体での児童虐待防止の取組推進

○ 地域での見守り支援体制の充実、地域住民に対する意識啓発【県・市町村】

- ・ 行政だけで対応するには限界があるため、地域において見守り活動を行っている主任児童委員や民生児童委員と日頃から連携を図りやすい体制づくりに努め、地域での見守り体制の充実を図る必要がある。
- ・ 子どもの安全に関わる情報については、民生児童委員等にできる限りの情報提供を行い、普段の生活状況についての確認や見守りを依頼し、リスクの兆候を見逃さないようにすることが必要である。
- ・ 地域住民が近隣住民の困りごとに気づき、民生児童委員や行政につなぐことにより、必要な支援の提供が図られるよう、地域住民に対する意識啓発の工夫が必要である。また、「虐待通告をして終わり」ではなく、支援を必要とする親に対し、行政のみならず、地域の住民や団体が、それぞれの立場で支援を展開する地域づくりの推進も必要である。
- ・ 児童生徒に対する人権教育や乳児とのふれあい体験等については、従来から行われているが、将来、親となったときに虐待をしないよう、児童虐待や子育てに関する基本的な知識、育児の大変さ、自他の生命を大切にすることについて学ぶ取組について、教育委員会や各学校、地域の関係団体と連携しながら取組の更なる充実を図る必要がある。

トピック 東日本大震災津波で被災した子どもたちへの支援

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波は、被災孤児が 94 名、被災遺児が 490 名となるなど子どもたちに大きな傷跡を遺しました。災害発生から 10 年となりますが、ここ数年多発している様々な自然災害において当時の被災場面がフラッシュバックするケースが報告されるなど、依然として震災に関連した心のケアが必要な状況がみられます。今後も引き続き、被災地域の子どもの心身のケアの取組を進めるとともに、被災地域に限らず、日々の相談支援活動においては、過去のトラウマ体験に配慮するなど、トラウマについて理解したうえで相談支援を行うトラウマインフォームドケアの視点を持った対応が図られるよう、支援者に対する専門的な助言や研修等の支援の実施も必要です。

【参考】

○被災地域におけるいわてこどもケアセンターの診療延件数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1, 449 件	1, 602 件	1, 560 件	1, 509 件

出典) 岩手県子ども子育て支援室まとめ

IV 前アクションプランの取組実績

前アクションプラン期間における平成 28 年度から令和元年度までの 4 か年の取組状況は、年度ごとの増減はあるものの、全般的には取組率は上昇していましたが、一部、取組率が低い項目について、実績報告・ヒアリング等を踏まえ、課題等を整理しました。

1 「虐待の発生を予防する」

○ I-(1)-①児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知（取組率 0%）

平成 14 年度に作成された「児童虐待防止ハンドブック」は、平成 18 年以降は更新されておらず活用が図られていませんでしたが、平成 28 年 1 月に県が作成した「要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」が、実際の相談支援や研修の場で活用されています。また、これらハンドブック・マニュアルは、児童虐待相談対応において活用されるものであることから、指標の見直しが必要です。

○ I-(2)-②中・高校生の乳児ふれあい体験の充実（取組率 4 か年平均 78.8%）

学校とのスケジュール調整がつかず実施できなかったところや、学校として実施しているものの市町村担当課が関与していないため捕捉できていないところもみられました。乳児ふれあい体験は中・高校生に対する命の尊さの理解や将来親になるための準備教育としても重要な機会であることから、引き続き実施が必要です。

○ I-(2)-⑥両親・母親学級の実施（取組率 4 か年平均 76.5%）

就労や分娩予定医療機関での受講を理由として参加率が低調なところやマンパワー不足や業務多忙により継続的な事業実施ができない市町村がみられました。多様な選択肢の一つとして市町村における事業実施は必要であることから、引き続き取組を進めます。

○ I-(3)-③子育てサークル等の育成・支援（取組率 4 か年平均 81.5%）

子育て支援センター等の活動が充実してきたことや活動の主要メンバーの子どもが就学により活動から離れることで継続ができなくなるなどの背景がうかがわれました。サークル活動は地域における親子の交流や身近な相談・支援の場として重要な役割を担うことから、引き続き活動支援を進めていくことが必要です。

2 「虐待を早期に発見する」

○ II-(2)-③保育所等の職員に対する研修の充実（取組率 4 か年平均 81.6%）

各市町村においては、各種会議の機会等に児童虐待対応についての周知等は図っているほか、保育職員研修会なども開催していますが、児童虐待をテーマとしていなかったことから本プランの取組実績としてカウントしていないのがみられました。また、令和元年度においては、令和元年度東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症対策のため中止したところもみられました。保育所職員等は、日頃から子どもや家庭と接しており、児童虐待の早期発見・早期対応の重要な役割を担うことから、引き続き研修の実施に努めます。

3 「虐待の相談機能と対応を充実する」

○ Ⅲ-(4)-②主任児童委員等の活動への支援（取組率 4か年平均 47.2%）

県において主任児童委員研修会は毎年度実施していますが、各広域振興局において実施している民生委員・児童委員研修会においては児童福祉分野以外をテーマとすることもあり、アクションプランの取組実績に反映できない場合もみられました。また、令和元年度は新型コロナウイルス感染対策のため実施を見送ったところもあり、取組率がさらに低調となりました。主任児童委員等は、地域における子どもや家庭の見守りや身近な相談相手として重要な役割を担っていることから、引き続き研修の実施を進めます。

○ Ⅲ-(5)-②被措置児童等への虐待の防止（取組率 4か年平均 63.5%）

広域振興局等を指標の対象機関としており、各局において指導監査等を通じて必要な指導・助言を行っているところですが、児童福祉施設（含む 障害児入所施設）を所管していない局も対象に含まれていることから、指標の対象となる機関を見直します。

4 「虐待の再発を防止する」

○ Ⅳ-(2)-②要保護児童対策地域協議会による支援（取組率 4か年平均 78.8%）

児童が里親委託や施設入所措置された場合、保護者やきょうだいは引き続き地域で生活しているところであることから、要保護児童対策地域協議会における状況把握と必要に応じた家庭への支援を継続するとともに、地域の関係機関の参画により家族再統合に向けた取組を進める必要があります。

児童虐待防止アクションプラン（2016～2020） 取組状況

区 分		項 目	対 象 機 関 数 A	平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		4 か年 平 均 取組率
				実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	
ア ク シ ョ ン Ⅰ 虐 待 の 発 生 を 予 防 す る	(1) 周知と啓発	① 児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
		② 児童虐待防止リーフレットの作成・配布	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
		③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	42	35	83.3%	31	73.8%	36	85.7%	36	85.7%	82.1%
		④ オレンジリボン・キャンペーン(児童虐待防止の普及啓発)の実施	46	46	100.0%	46	100.0%	46	100.0%	46	100.0%	100.0%
		⑤ マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動	43	36	83.7%	38	88.4%	37	86.0%	41	95.3%	88.4%
		⑥ 児童に対する人権教育の実施	34	32	94.1%	31	91.2%	31	91.2%	32	94.1%	92.6%
		⑦ 児童虐待の実態と要因把握	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
	(2) 母子保健活動の充実	① 思春期健康教育等の実施	33	30	90.9%	30	90.9%	29	87.9%	30	90.9%	90.2%
		② 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実	33	26	78.8%	27	81.8%	26	78.8%	25	75.8%	78.8%
		③ 女性のための健康相談の充実	10	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	100.0%
		④ 総合的な相談支援機能の整備	33	25	75.8%	28	84.8%	27	81.8%	30	90.9%	83.3%
		⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	100.0%
		⑥ 両親・母親学級の充実	33	26	78.8%	26	78.8%	25	75.8%	24	72.7%	76.5%
		⑦ 父親の育児参加の促進	34	30	88.2%	30	88.2%	31	91.2%	31	91.2%	89.7%
		⑧ 母子保健指導者研修の実施	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
		⑨ 産後うつ病対策の充実	42	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	99.4%
		⑩ 乳児家庭全戸訪問事業の実施	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	100.0%
		⑪ 養育支援訪問事業の充実	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	99.2%
		⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	34	32	94.1%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	98.5%
	(3) 子育て家庭の支援の充実	① 子育て支援情報や相談機能の充実	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
		② 地域子育て支援拠点事業の拡充	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	99.2%
		③ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	42	36	85.7%	36	85.7%	33	78.6%	32	76.2%	81.5%
		④ 民生委員・児童委員等による地域見守り活動の充実	33	31	93.9%	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	97.7%
		⑤ 沿岸被災地におけるNPO等と連携したり見守り活動等の推進	14	11	78.6%	12	85.7%	13	92.9%	12	85.7%	85.7%
アクションⅠ 取組率			646	581	89.9%	589	91.2%	589	91.2%	594	92.0%	91.1%
ア ク シ ョ ン Ⅱ 虐 待 早 期 に 発 見 す る	(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実	① 県民による早期発見と通告 ()内は児童相談所で受理した通告件数	-	(1,043)	-	(1,087)	-	(1,236)	-	(1,491)	-	(1,214)
		② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の連携及び対応力の強化	42	37	88.1%	37	88.1%	36	85.7%	36	85.7%	86.9%
		③ 要支援家庭の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	99.2%
		④ 防犯ボランティアとの連携	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
	(2) 学校・医療機関・施設等における早期発見	① 学校等関係者に対する研修等の充実、早期発見体制の確立	34	30	88.2%	31	91.2%	34	100.0%	31	91.2%	92.6%
		② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組み強化	5	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%	100.0%
		③ 保育所等の職員に対する研修等の充実	34	28	82.4%	27	79.4%	29	85.3%	27	79.4%	81.6%
		④ 民間相談機関との連携の充実	3	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%	3	100.0%	83.3%
アクションⅡ 取組率			152	136	89.5%	136	89.5%	140	92.1%	136	89.5%	90.1%

区 分		項 目	対 象 機 関 数 A	平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		4か年 平 均 取組率
				実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	実 施 機 関 数 B	取組率 B/A	
ア ク シ ョ ン Ⅲ 相 談 ・ 対 応 機 能 の 充 実	(1) 機関連携及び体制 設備	① 教育委員会との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	100.0%
		② 警察との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	100.0%
		③ 司法機関との連携の強化	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		④ 児童相談所の体制整備	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	100.0%
	(2) 市町村の相談機能 と対応の充実	① 要保護児童対策地域協議会の実 効ある活動	33	33	100.0%	32	97.0%	33	100.0%	32	97.0%	98.5%
		② 相談体制の充実と対応力の向上	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	100.0%
		③ 虐待通告後48時間以内の対応に よる児童の安全確認の徹底	33	32	97.0%	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	98.5%
		④ 緊急対応体制の整備	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	100.0%
		⑤ 市町村職員研修の実施	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	100.0%
		⑥ 要保護児童対策地域協議会への 支援	12	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	100.0%
	(3) 児童相談所の相談 機能と対応の充実	① 専門的な対応機能の充実	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		② 虐待通告後48時間以内の対応等 児童の安全確認の徹底	3	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	91.7%
		③ 市町村との連携と後方支援の強 化	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		④ 24時間児童虐待相談対応の実施	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		⑤ 所長、児童福祉司・児童心理司 等の研修の受講	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
	(4) 広域振興局の市町 村支援の充実	① 市町村児童家庭相談への支援	9	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%	100.0%
		② 主任児童委員等の活動への支援	9	5	55.6%	4	44.4%	5	55.6%	3	33.3%	47.2%
	(5) 養護体制の充実	① 児童養護施設等の機能の充実	8	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%	100.0%
		② 被措置児童等への虐待の防止	13	8	61.5%	8	61.5%	8	61.5%	9	69.2%	63.5%
		③ 児童養護施設等職員の研修の充 実	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	100.0%
		④ 里親制度の普及・啓発	13	10	76.9%	11	84.6%	11	84.6%	12	92.3%	84.6%
		⑤ 里親支援の充実	37	27	73.0%	27	87.1%	32	86.5%	35	94.6%	85.3%
		⑥ 岩手県家庭的養護推進計画の推 進	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	100.0%
アクションⅢ 達成率			272	248	91.2%	248	91.2%	248	91.2%	258	94.9%	92.1%
ア ク シ ョ ン Ⅳ 再 発 防 止	(1) 親子分離後の家族 支援	① 自立支援計画に基づく家族再統 合の取組み	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		② 養育者（親）に対する支援プロ グラムの充実	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
	(2) 児童養護施設、里 親等措置解除後の アフターケアなど の充実	① 施設退所後や里親委託解除後の 支援	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
		② 要保護児童対策地域協議会によ る支援	33	20	60.6%	24	72.7%	31	93.9%	29	87.9%	78.8%
		③ 自立・就労に向けた支援	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	100.0%
アクションⅣ 達成率			45	32	71.1%	36	80.0%	43	95.6%	41	91.1%	84.4%
合 計 達成率			1,115	997	89.4%	1,009	90.5%	1,020	91.5%	1,029	92.3%	90.9%

V アクションプランの取組主体

児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止に向けた支援は、一つの機関ですべての役割を担うことはできません。市町村要保護児童対策地域協議会を中心として、地域の様々な関係機関が連携し、各機関が有する役割と機能を発揮することにより、地域の子どもや家庭を包括的に支援することが求められます。

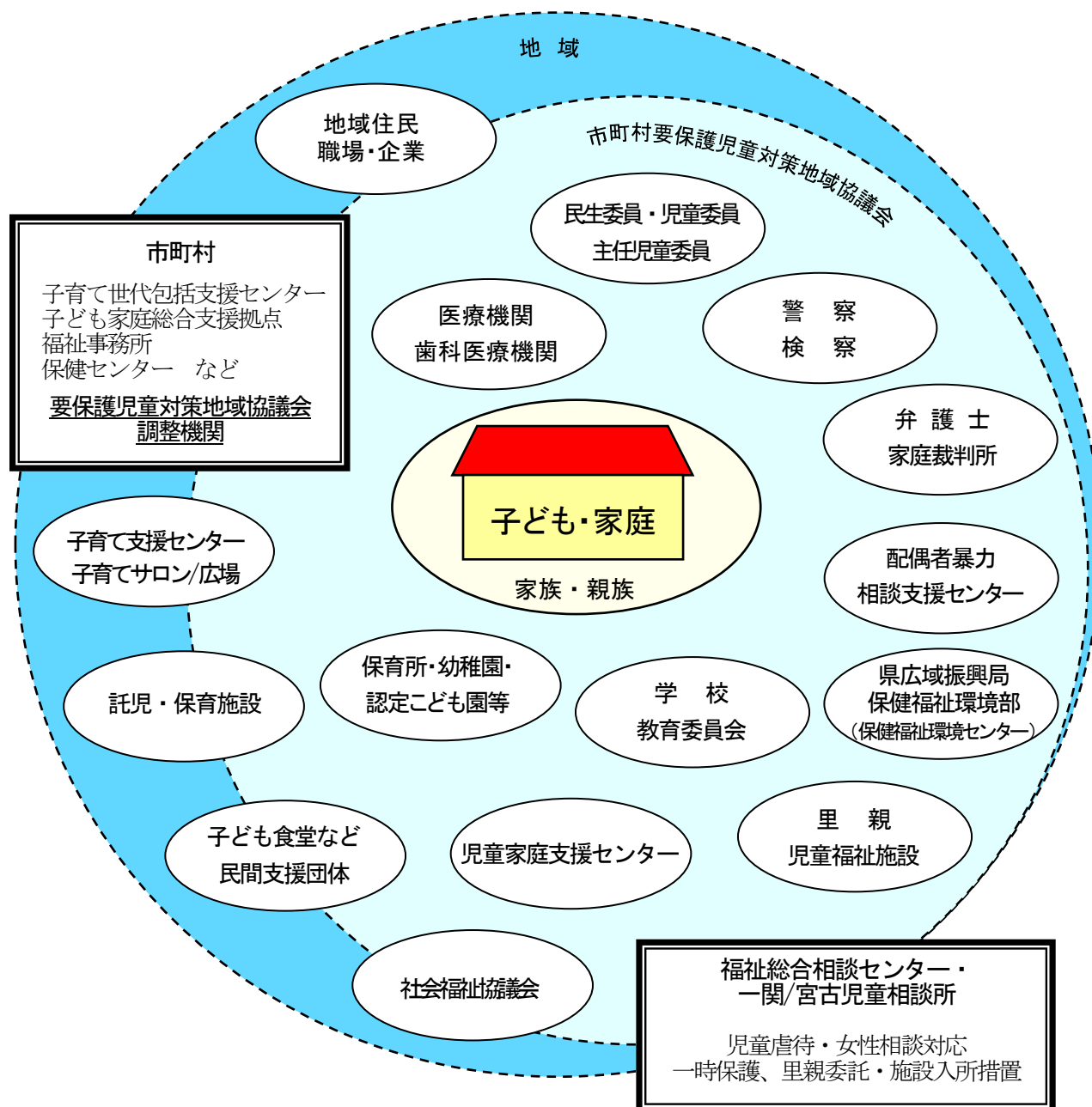
1 各機関の主な役割と機能

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
県本庁 (子ども子育て支援室)	○ 児童虐待防止に係る施策の企画立案 ○ 県要保護児童対策地域協議会の調整機関 ○ 研修会などの開催 ○ 強制入所等の保護者への接近禁止命令
福祉総合相談センター・ 児童相談所 婦人相談所	○ 通告・相談の受理、援助 ○ 児童虐待のおそれのある保護者への立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検又は搜索等の実施 ○ 一時保護・同意入所等の保護者への面会・通信等の制限 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○ 緊急時の子どもの一時保護、児童福祉施設への入所措置 ○ 一時保護、施設入所等児童の権利擁護の取組 ○ 児童虐待防止の観点から保育の利用が適当であると認められる児童の市町村への報告等 ○ 市町村への後方支援 ○ 協定に基づく警察との相互連携 ○ 家庭裁判所への送致 ○ DV相談、女性一時保護への対応
広域振興局 (保健福祉環境部・ 保健福祉環境セン ター) 保健所	○ 児童家庭相談への対応 ○ DV相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 市町村への後方支援（要保護児童対策の情報交換、個別ケース検討会議での助言など） ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所措置 ○ 母子保健事業に係る広域調整や、連携機能の強化などの市町村への専門的支援
配偶者暴力相談支援 センター	○ DV相談への対応 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
市町村 (児童福祉担当課・ 母子保健担当課)	○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関 ○ 地域の子ども・家庭の実態把握 ○ 通告・相談の受理、援助 ○ 虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への援助要請、送致 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への立入調査、一時保護実施要請の通知 ○ 虐待やDV又はそれらのおそれのある児童の保育所への優先入所 ○ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の取組 ○ 妊娠、出産、子育てに関する相談、支援 ○ ハイリスクケースの把握と対応
市福祉事務所	○ 家庭児童相談室による児童家庭相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所
地域子育て支援センター	○ 家族への個別支援（育児不安等についての相談指導等） ○ 子育てサークルの育成・支援 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供
県教育委員会 市町村教育委員会 学校	○ 教職員への研修・啓発 ○ 児童生徒及び保護者等からの相談への対応 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの安全確認と見守り ○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携 ○ 学校における人権教育の実施
警察	○ 児童虐待やDVなどに係る相談・援助 ○ 子どもの保護（福祉総合相談センター・児童相談所への通告等） ○ 福祉総合相談センター・児童相談所からの援助要請への対応 ○ 協定に基づく福祉総合相談センター・児童相談所との相互連携 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○ 児童虐待事件の捜査
医療機関・歯科医療 機関、機関団体	○ 医学的観点に基づく虐待の疑いについての判断 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○ 傷害事件等としての警察通報 ○ 関係機関と連携した被害児童に対する治療等の支援 ○ 医療従事者等に対する児童虐待に係る研修の実施
家庭裁判所	○ 児童虐待の疑いのある保護者への臨検又は捜索のための許可状の交付等 ○ 親権者の同意を得られない施設入所の承認 ○ 親権者の同意が得られない一時保護延長の承認 ○ 親権者の変更、親権喪失宣告、養子縁組の許可及び特別養子縁組の成立 ○ 家事相談
弁護士、弁護士会	○ 法制度の適切な活用についての助言

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
民生委員・児童委員、主任児童委員	○ 地域活動を通じた虐待予防活動と早期発見、児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○ 家庭の見守りや相談支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所、市町村（福祉事務所を含む）との連携に基づく虐待家庭の状況把握
保育所・幼稚園・認定こども園・児童館、放課後児童クラブ	○ 子どもの育ちの経過の確認と見守り ○ 保護者に対する養育支援（相談対応、助言等） ○ 児童虐待疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供
里親	○ 虐待被害を受けた児童の養育の受託 ○ 児童相談所、児童福祉施設、市町村等地域の支援機関との連携 ○ 受託児童の権利擁護の取組 ○ 被措置児童等虐待防止の取組
乳児院・児童養護施設・障害児入所施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設	○ 虐待被害を受けた児童の心と体のケア ○ 福祉総合相談センター・児童相談所との連携による、親子再統合に向けた相談・援助 ○ 入所児童の権利擁護の取組 ○ 被措置児童等虐待防止の取組 ○ 里親養育、地域の子育て等への相談支援
母子生活支援施設	○ 関係機関と連携した入所母子家庭の心と体のケア、自立に向けた支援
県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会	○ 在宅福祉サービスの実施、ボランティアや住民福祉活動への支援 ○ 生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業等の実施 ○ 福祉サービス苦情解決事業の実施 ○ 地域福祉活動を通じた虐待予防活動と早期発見、児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○ 里親、児童福祉施設、児童委員等への活動支援 ○ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施
民間団体（NPO等）	○ 児童虐待防止の啓発の取組 ○ 育児不安、児童虐待等に関する相談や子育て支援 ○ 児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○ 児童の権利に関する啓発の取組 ○ 児童福祉施設退所者への相談・支援
県民	○ 児童虐待についての理解と虐待を受けていると思われる児童を発見した場合の迅速な通告 ○ 地域の子ども・家庭への見守り

2 関係機関等の関連図



※要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等に関する適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議を行なうもの。

VI アクションプランの取組内容

1 虐待の発生を予防する

児童虐待相談対応件数を通告経路別にみると、警察や学校といった関係機関からの通告割合が大きくなっていますが、家族や近隣知人といった地域からも年間 200 件程度の通告が寄せられています。これまでの啓発等の取組により、面前DVなど心理的虐待についての認知が進んだことなど、児童虐待の社会的な認知の広がりや関係機関の連携が進んできたことから、潜在化していた事例や軽微な案件も通告や情報提供がなされるようになり、相談対応件数の増加につながっているものと考えられます。

また、平成 28 年に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、児童の最善の利益を優先することや家庭養育優先の原則が明記され、令和元年に改正された児童虐待の防止等に関する法律では、保護者による体罰の禁止が規定されました。児童虐待の予防、早期発見のためには、子どもの権利擁護についての理解促進も含め、県民一人ひとりの更なる意識の醸成が必要であるため、より一層普及啓発に取り組めます。

育児不安やストレスの増大、子育ての孤立化は児童虐待の大きなリスクとなります。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制の整備や、母親だけでなく家族全体で子育てする意識の醸成を図るとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア、子育て支援組織、民間支援団体などの地域の資源やネットワークを活用しながら、地域での気軽な相談対応、家庭訪問等のアウトリーチ型の支援、一時預かりサービスなど地域の子育て支援の充実に努めます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波から 10 年が経過し、被災地域の復興が進んできていますが、被災体験のフラッシュバックや被災生活の長期化によるストレスなど、依然として心のケアが必要とされています。震災や児童虐待被害など、逆境的な経験を持つ子どもたちや保護者等へのトラウマ体験に配慮した支援（トラウマインフォームドケア）の実施を推進します。

（1）周知と啓発等

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 児童虐待防止リーフレットの作成配布	県本庁	児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、通告義務などについて周知するため、リーフレットを作成し、配布する。	・児童虐待防止月間等での配布部数
② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	広域振興局 市町村	体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法定化されたことを踏まえ、児童虐待防止についての県民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する。	・県民向け講座等の開催数 ・啓発活動の実施回数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
③ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動を実施するとともに、講演会やシンポジウム等を開催する。	・講演会等参加者数 ・活動実施回数
④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動	県本庁 広域振興局 市町村	各種広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や相談窓口を周知する。	・広報実施回数
⑤ 児童に対する人権教育の強化	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	・学校における人権教育の実施率（実施校/学校数）
⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	県民全体の児童の権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	・実施回数
⑦ 児童虐待の実態と要因把握	県本庁 児童相談所 市町村	・県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・児童虐待による死亡・重大事案について検証する。	・データ取りまとめの件数 ・死亡・重大事案の検証の実施回数

（２）母子保健活動の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 総合的な相談支援機能の充実	市町村	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口を設置するとともに、機能を充実させる。	・子育て世代包括支援センターの設置市町村数
② 思春期健康教育等の実施	市町村 保健所	若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートDV、望まない妊娠等についての出前講座等を実施する。	・出前講座等実施回数
③ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実	市町村	子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	・ふれあい体験の実施回数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
④ 女性のための健康相談の充実	保健所 市町村 県本庁	女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施する。	・妊娠等に関する相談件数
⑤ 妊産婦・乳幼児健康診未受診者対策の充実	市町村	妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等、より積極的な支援を行う。	・未受診者に対する訪問・面接・電話による指導実施率 ・要対協への登録件数
⑥ 両親・母親学級の充実	市町村 医療機関	・妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・研修等を通してＳＢＳ（乳幼児揺さぶられ症候群）、ＡＨＴ（虐待による乳幼児頭部外傷）の予防について周知する。	・研修・交流会等の実施回数
⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進	県本庁 市町村	育児ハンドブックの配布等により家族全体での育児参加への意識啓発を行う。	・ハンドブック等啓発物配布数
⑧ 母子保健指導者研修の実施	県本庁	母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施する。	・研修会参加者数
⑨ 産後うつ病対策の強化	市町村 保健所 医療機関	母親の心身の健康支援を行うため、３つの質問票（エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト）の活用によるアセスメントと相談対応、産後うつの理解促進を強化する。	・３つの質問票によるアセスメント実施機関数
⑩ 産前・産後ケアの充実	市町村 保健所 医療機関 民間団体	安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業等の支援を行う。	・産前・産後サポート事業の利用実人数 ・産後ケア事業の利用実人数
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施	市町村	乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を把握する。	・家庭訪問実施率

項 目	取組の主体	内 容	指 標
⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	県本庁 市町村 医療機関	医療機関や市町村の連携を促進し、周産期医療や母子保健情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導や相談支援等を実施する。	・市町村と医療機関との連携会議開催数 ・ケース会議の開催数

(3) 子育て家庭への支援の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 子育て支援情報や相談機能の充実	県本庁 市町村 県教育委員会	・ ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・ 子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	・ いわて子育てiランドホームページ閲覧件数 ・ 子育てサポートセンター、子育て支援センター、すこやかメール相談/相談ダイヤルにおける相談件数 ・ 研修会の開催回数
② 相談支援拠点の設置	市町村	支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	・ 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数
③ 訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実	市町村	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	・ 訪問事業の実施件数
④ 預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施	市町村	病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	・ 事業実施市町村数（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）

項 目	取組の主体	内 容	指 標
⑤ 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有	市町村	・ 経済的に生活が困難な子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、子どもの健全育成を図る。 ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を行っているヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を図るとともに、必要な支援につなげることで子どもの権利擁護を図る。	・ 児童が含まれる要保護世帯数 ・ 準要保護世帯数 ・ ひとり親世帯数 ・ 児童が含まれる家族介護等世帯（家族の病気や障がいにより家庭支援を要すると認められる世帯）数
⑥ 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有	市町村	病気や障がいにより特別な配慮を要する子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援と子どもの健全育成を図る。	・ 要対協に登録されている要支援・要保護児童のうち、配慮を要する児童数
⑦ 地域子育て支援拠点事業の拡充	市町村 （広域振興局）	地域子育て支援センター等の活動の充実を図るとともに、職員研修等を実施する。	・ 支援拠点設置数
⑧ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	市町村 広域振興局	子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	・ 活動団体数
⑨ 民生委員等における地域見守り活動等の充実	市町村	地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動を支援する。	・ 活動事例、子育てサロンの実施（主催・支援）数
⑩ 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 民間団体	東日本大震災津波により被災した子どもや家庭への支援に加え、心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可能性へ配慮したケア（トラウマインフォームドケア）の実施を進める。	・ 震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数

2 虐待を早期に発見する

児童虐待を早期に発見するためには、県民一人ひとりが児童虐待についての理解と認識を深めることが必要です。本県では、平成 30 年に 1 歳 9 月の男児が児童虐待により死亡するという痛ましい事案が発生し、地域ではその家庭への心配な声が上がっていたものの、それを適切な支援につなげることができなかったことが指摘されています。地域で心配な子どもや家庭を発見した場合、市町村や児童相談所への通告や情報提供につなげられるよう、児童虐待についてのさらなる周知啓発に努めていきます。

日頃から子ども家庭と関わる機会が多い学校職員、保育所・幼稚園等職員、保健・医療・福祉関係者等は、児童虐待の早期発見のキーパーソンであり、児童虐待の防止等に関する法律第 5 条に基づき、児童虐待の早期発見に努めることとされています。また、ライフライン事業者・団体や民間支援団体などは、支援を必要とする家庭の生活状況の変化を把握しやすい立場にあります。児童虐待の早期発見のためには、こういった関係機関等の情報共有と要保護児童対策地域協議会への情報集約が重要であり、それを踏まえた早期対応につなげていくことが求められます。関係機関における見守り体制を充実させていくため、児童虐待に関する研修や情報提供等を実施し、関係者の資質向上が図られるよう努めていきます。

(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 県民による早期発見と通告	県民	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第 25 条第 1 項及び児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項に基づき通告する。	・児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数
② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化	市町村 広域振興局 (県本庁)	民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	・情報共有した件数 ・研修の実施回数
③ 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録	市町村	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	・家庭訪問等を実施した要支援世帯数、特定妊婦数 ・要対協への登録件数
④ 市町村内部における連携の促進	市町村	税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	・市町村内部で連携した市町村数
⑤ ライフライン関係機関との連携	市町村 ライフライン関係機関	料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	・ライフライン関係機関と連携した市町村数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
⑥ 民間団体・企業等との連携	市町村	子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	・連携した団体・企業数
⑦ 防犯ボランティアとの連携	警察本部 (市町村)	少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	・チラシ配布や研修等の実施回数

(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	・研修の実施回数 ・会議や通知等による情報提供回数
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	・研修の実施回数
③ 保育施設等の職員に対する研修等の充実	市町村 県本庁	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、事例検討や演習を含めた研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	・研修の実施回数
④ 配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化	県本庁 児童相談所 婦人相談所	配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、DVと児童虐待の関連について理解を深めるとともに、関係機関との連携による支援の充実を図る。	・研修の実施回数
⑤ 民間相談機関との連携の充実	児童相談所 関係団体	NPO、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	・連絡会議の開催回数

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

年々増加する児童虐待通告への適切な対応と、死亡や重症に至る重大な児童虐待事案の発生を防ぐために、関係機関がそれぞれの役割を最大限発揮できるとともに、日頃からの連携が図られるよう、さらなる取組の強化に努めます。とりわけ、子どもの面前でのDVは心理的虐待であるとともに、児童が直接被害を受ける可能性もあることから、DV相談対応においては市町村や児童相談所においても婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター、警察との連携を進める必要があります。

また、全国の死亡事例において、支援対象家庭の転居により転居先の市区町村・児童相談所において適切な支援が行われなかった例が報告されていることから、転居先での支援及び転入後の支援が切れ目なく実施されるよう、確実な引継ぎの実施が必要です。

市町村は児童相談対応の第一義的な機関であり、要保護児童対策地域協議会は地域における児童虐待対応の中核となる重要な役割を担っています。地域が一体となった児童虐待対応を進めるため、子どもや家庭に関わるあらゆる機関が連携を図るとともに、今まで以上に組織的かつ専門的な対応が可能となるなど、要保護児童対策地域協議会の実効的な運営が図られるよう、研修や市町村の対応支援を強化していきます。

児童相談所においては、児童福祉司等の計画的な増員や老朽化した建物の改築等も含めた児童虐待相談体制の強化を進めているところです。しかし、児童虐待対応件数が急増しており、複雑・多問題を抱えるケースへの対応が求められることから、職員の研修やスーパーバイズ機能を充実することにより、専門性の向上を図ります。また、児童相談所は、地域の児童福祉に関する専門機関としての役割もあることから、研修や助言対応等により市町村や各関係機関への支援も行っていきます。

(1) 機関連携及び体制整備

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 学校・教育委員会との連携強化	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	・個別ケース検討会議・連絡会議等の実施回数
② 警察との連携強化	児童相談所 警察	連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	・連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施 ・相互連絡票・転居連絡票の発出回数
③ 捜査機関との連携強化	児童相談所 警察 検察庁	適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	・協同面接・対応協議の実施状況

項 目	取組の主体	内 容	指 標
④ 司法機関との連携強化	児童相談所 家庭裁判所	連絡会議等を通じ、連携を強化する。	・連絡会議等の開催回数
⑤ 医療・歯科医療機関との連携強化	児童相談所 市町村	子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	・主治医訪問、支援会議への参加回数
⑥ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化	児童相談所 市町村	児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいたる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	・配偶者暴力相談支援センター等との連携件数
⑦ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ	児童相談所 市町村	支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	・転出/転入による引継ぎ件数

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動	市町村	「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	・代表者会議の開催回数（年1回以上） ・実務者会議の開催回数（概ね3か月に1度） ・要対協における研修の開催回数
② 個別ケース検討会議の開催	市町村	個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	・個別ケース検討会議の開催延回数、要対協登録数に占める実施割合
③ 専門職員の確保等による相談体制の充実	市町村	相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による相談支援を実施する。	・相談担当職員2名以上の配置 市町村数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
④ 虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	市町村	虐待通告から 48 時間以内に児童の安全確認を行うとともに、とりわけ乳幼児のネグレクトケースについては、保護者面接を実施する。	・虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率 (含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接)
⑤ 24 時間児童虐待通告受付体制の整備	市町村	休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	・休日・夜間対応の実施市町村数
⑥ DV相談担当・相談支援機関との連携強化	市町村	児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	・DV関連の児童虐待通告対応件数
⑦ 職員の研修受講による対応力の向上	市町村	市町村の相談対応機能の充実のため、担当職員に児童虐待対応研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を受講させる。	・研修の受講回数

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化	県本庁 児童相談所	児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的な増員を進める。	・児童福祉司、児童心理司の配置数
② 専門的な対応機能の充実	児童相談所	弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	・弁護士、精神科医師等から助言による指導実施回数 ・スーパーバイザー研修派遣者数
③ 虐待通告後 48 時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施	児童相談所	虐待通告から 48 時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・搜索等への対応体制を整備する。	・虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率

項 目	取組の主体	内 容	指 標
④ 市町村との連携	児童相談所	市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村が実施する子育て支援事業等の利用調整など、児童相談所が主担当となっているケースの市町村との連携を強化する。	・（児相ケースの）個別ケース検討会議参加回数
⑤ 市町村、要保護児童対策地域協議会への支援	児童相談所	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化する。	・ 市町村への巡回支援回数 ・ （児相ケース以外の）個別ケース検討会議参加回数
⑥ 24 時間児童虐待通告及び相談への対応	児童相談所	休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	・ 休日、夜間における児童虐待相談件数
⑦ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化	児童相談所 市町村	児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、児童虐待の背景にDVがあるケースがあることに留意し、DVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	・ 配偶者暴力相談支援センター等との連携件数
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上	児童相談所	管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を積極的に受講する。	・ 研修の受講者数
⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援	児童相談所	児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実施するとともに、講師を派遣する。	・ 児相主催研修の受講者数 ・ 講師派遣の実施回数

（４）広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 市町村児童家庭相談への支援	広域振興局	職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町村を支援する。	・ 情報交換等の実施回数 ・ 市町村個別ケース検討会議への参加回数
② DV相談の充実と関係機関連携の強化	広域振興局	児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	・ 子どもがいる世帯におけるDV関連相談件数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援	広域振興局	民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	・研修等の実施回数

(5) 社会的養育の充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 児童養護施設等における機能の充実	児童養護施設等	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施する。	・カウンセリング、心理療法の実施回数
② 家庭的な養育の推進	児童相談所 里親 児童養護施設等	里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する	・里親委託率 ・一時里親利用数
③ 被措置児童等への虐待の防止	県本庁 児童相談所 児童福祉施設等を所管する 広域振興局 里親 児童養護施設等	「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化する。	・助言、指導、研修会の実施（受講）回数
④ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実	児童相談所 里親 児童養護施設等	一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子どもが多様な方法で自分の意見を表明できるよう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	・児童への説明の実施回数
⑤ 児童養護施設等職員の研修の充実	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	・児童養護施設等職員への研修の実施回数 ・基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修等の受講者数
⑥ 里親制度の普及・啓発	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	・普及啓発の実施回数

項 目	取組の主体	内 容	指 標
⑦ 里親養育支援の 充実	市町村 児童相談所 児童養護施設等 県本庁	里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への登録等を促進する。	・ 里親委託推進員、里親支援専門相談員の配置数（県本庁、児童養護施設等） ・ 里親研修の実施回数（児童相談所） ・ 里親委託児童の要対協への登録件数（市町村） ・ 専門里親の養成数（県本庁）

4 虐待の再発を防止する

虐待の再発を防止するためには、保護者や児童に対する支援と、地域における支援体制の調整が必要です。

保護者に対してはペアレントトレーニングやカウンセリング等の支援プログラムを、児童に対しては虐待による心身のダメージのケアを並行して実施するとともに、これらのプログラム終了後も引き続き、適時のモニタリングにより状況を把握し、再発防止に努めます。

里親委託や施設入所措置解除後の在宅生活においては、児童相談所や施設等のアフターケアに加え、地域における支援も重要です。要保護児童対策地域協議会を中心とし、委託・入所中から地域との情報共有や支援方針の検討を行い、スムーズな家庭復帰とその後の継続的な支援に向けて連携を図ります。

里親委託や施設入所から、学生や社会人として自立生活を始めた児童の中には、生計維持が困難となるなど心身の不調がみられる事例も少なくありません。さまざまなトラブルに巻き込まれてしまうこともあり、自立生活の安定化や継続のための支援も必要とされています。日常的な相談対応のほか、経済的な支援、住まいの確保等の支援の一体的な展開を進めます。

(1) 親子分離後の家族支援

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み	児童相談所 児童養護施設等 (里親)	家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	・自立支援計画作成数
② 親子に対する支援プログラムの充実	児童相談所	家族統合に向けた指導・支援を推進する。	・支援プログラムの実施回数 ・家族交流実施ケース数
③ プログラム終了後のアフターケアの充実	児童相談所	プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	・プログラム終了後の児童福祉司指導措置、継続指導、市町村移管ケース数
④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続	市町村 児童相談所	・一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・里親委託により受け入れている児童と養育里親への支援を実施する。	・一時保護件数 ・里親委託件数 ・里親受託件数 ・施設入所件数 (含む契約入所)

(2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

項 目	取組の主体	内 容	指 標
① 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援	市町村 児童相談所 里親 児童養護施設等 民間機関	施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	・対象児童数 ・個別ケース検討会議（支援会議）開催数
② 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続	市町村 児童相談所 児童養護施設等 （里親）	施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	・措置・委託解除児童の要対協への登録件数
③ 自立・就労の安定化支援	児童養護施設等 （里親） 児童相談所 民間機関	・施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・自立援助ホームによる支援を実施する。	・支援実施回数 ・措置延長児童等の数 ・自立援助ホーム利用者数

岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、関係機関の円滑な連携と協力を確保することを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づき、岩手県要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、法第25条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報を交換すること
- (2) 要保護児童等に対する支援に関すること
- (3) 市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる関係機関等に従事する者その他関係者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は地域協議会の事務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、会長が招集し、議長には会長を充てる。

- 2 地域協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 地域協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(要保護児童対策調整機関)

第6条 知事は、法第25条の2第4項の規定に基づき、保健福祉部子ども子育て支援室を要保護児童対策調整機関として指定する。

2 要保護児童対策調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

(会議の公開)

第7条 地域協議会は公開とする。ただし、個人情報を扱う場合等、地域協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(情報提供等)

第8条 地域協議会は、第2条に規定する情報の交換及び協議等を行うため必要があると認めるときは、法第25条の3の規定に基づき、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 地域協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、地域協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 機 関 等	備 考
福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 岩手県里親会	
保健医療	一般社団法人岩手県医師会 一般社団法人岩手県歯科医師会 岩手医科大学附属病院 岩手県保健師長会	
教 育	一般社団法人岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会 一般社団法人岩手県PTA連合会 岩手県小学校長会 岩手県中学校長会	
健全育成	認定NPO法人いわて子育てネット CAP岩手	
司 法	岩手弁護士会	
報 道	株式会社岩手日報社	
学識経験者	国立大学法人岩手大学教育学部 公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部	
行 政	盛岡地方法務局 市町村児童福祉担当課 岩手県教育委員会事務局 岩手県警察本部 岩手県福祉総合相談センター 岩手県一関児童相談所 岩手県宮古児童相談所 岩手県保健福祉部	

※オブザーバー：盛岡家庭裁判所

児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）

「なくそう 子ども虐待」

～子どもの健やかな育ちのために～

令和3年3月

＝ 発 行 ＝

岩手県要保護児童対策地域協議会
岩 手 県

＝ 連絡先 ＝

岩手県要保護児童対策地域協議会 調整機関
（岩手県保健福祉部子ども子育て支援室）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
Tel：019-629-5457 Fax：019-629-5464
Mail：AD0007@pref.iwate.jp